

婦人勞働者並に勞働者家庭婦人の
工場外生活時間調査報告

1975(昭和50)年7月

勞働省婦人少年局

は し が き

この調査の目的は次の三つである。

第1は男子に比べ婦人労働者の工場外生活時間構造にどんな特質がみられるか、婦人労働者は家事労働に従事している場合が多いが、その内容はどんなものか、それが婦人の労働能力の発展と再生産にとってどんな意義をもっているか等について明らかにすることであつた。このために又われわれは生活時間の構造を規定する諸要因を詳しく分析せねばならなかつた。

第2は労働者の家庭婦人の生活時間を分析し、男女労働者に比べどんな特質をもっているか、それは婦人の職業への進出や婦人の文化的生活の向上をどんな形で阻害しているか、彼女達の家事労働はどのような構成をもっているか等を明らかにすることであつた。

第3は1)と2)に比べると附加的な意義しかもっていないが、男女同一労働、同一賃金に関連する二、三の問題についてのデータをうることであつた。例えば、婦人労働者の家計補助的性格の分析、男女同一労働同一賃金について労働者はどの様に理解しているか等である。

この調査は以上三つのことを目的としているが、全体を通じ、できるだけ細部にまで分析を深める方法を取り、單に男女労働者並びに家庭婦人の生活時間構造を相互に比較するだけでなく、婦人労働者並びに家庭婦人の場合生活様式の………について生活時間の内容がどのように變るかについても分析したのである。

この調査は資料の完全さの点では決して十分ではない。調査対象の数も少いし、京浜地帯の2工場
の事例であるから早急に結論を出すのが危険な場合もあるが、ある程度、男女労働者並びに家庭婦人の生活時間構造における特質を明らかにすることができたと思うし、この結果は今後とも完全な大量調査を行う場合の予備調査としても利用できるであろう。この調査は労働医労心理学研究所の協力を得て行つたものである。

1950年6月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き	(1)
調 査 方 法	(8)
序 論 生活時間構造分析の意義	(9)
1 生活時間の本質	(9)
2 生活時間の構成	(11)
3 生活時間調査分析の重点	(14)
本 論	(15)
第 1 篇 婦人労働者の工場外生活時間構造の分析	(15)
序 節 調査対象の性格	(15)
第 1 章 男女労働者の生活時間構造の特質	(18)
第 1 節 平日における生活時間	(18)
第 2 節 金、土曜日における生活時間の対比	(21)
第 3 節 休日における生活時間	(22)
第 4 節 1週間にける生活時間	(24)
第 2 章 項目別にみた生活時間構造の分析	(26)
第 1 節 工場内時間と通勤時間	(26)
1 工場内時間	(26)
2 通勤時間	(26)
第 2 節 睡眠時間	(27)
1 睡眠時間の分布	(27)
2 睡眠と家事労働並びに教養娯楽時間との相関	(28)
3 睡眠と疲労	(29)
第 3 節 食事、身支度時間	(30)
第 4 節 家事労働	(31)
1 家事労働時間の概観	(31)
2 炊 事	(34)
3 洗 濯	(36)
4 裁 縫	(37)
第 5 節 教養、娯楽その他の時間	(38)
1 教養、娯楽時間	(38)
2 新聞と読書	(39)

3 娯 楽	(42)
4 その他の時間	(44)
第 2 章 層別にみた婦人労働者の生活時間構造の特質	(44)
第 1 節 年齢別の生活時間	(45)
第 2 節 既婚、未婚別の生活時間	(47)
第 3 節 婦人の地位別の生活時間	(48)
第 4 節 学歴別の生活時間	(51)
第 5 節 通勤時間別の生活時間	(53)
第 2 篇 家庭婦人の生活時間構造について	(55)
序 節 調査対象について	(55)
第 1 章 家庭婦人の生活時間構造の特質	(57)
第 1 節 生活時間の一般構造	(57)
1 総括的にみた生活時間の特色	(57)
2 平日、休日の生活時間の比較	(59)
3 金、土曜日における生活時間	(59)
4 1週間の生活時間	(60)
第 2 節 睡眠時間	(61)
第 3 節 食事、身支度の時間	(62)
第 4 節 家事労働について	(63)
1 家事労働時間の概観	(63)
2 炊事、洗濯、裁縫について	(65)
第 5 節 社会的文化的生活時間	(67)
1 教養、娯楽時間について	(67)
2 新聞と読書	(68)
3 娯 楽	(68)
4 その他の時間	(69)
第 2 章 層別にみた生活時間構造の特質	(69)
第 1 節 子供の有無、人員別にみた生活時間構造の特質	(69)
第 2 節 婦人の地位別にみた生活時間構造——家庭婦人——	(72)
第 3 節 年齢別にみた生活時間——家庭婦人——	(73)
第 4 節 内職の有無別にみた生活時間——家庭婦人——	(74)
結 論	(75)
附 篇「男女同一労働同一賃金」に関連する諸問題について	(76)

第 1 節 婦人労働者の家計補助的性格に関する二、三の資料	(77)
第 2 節 婦人の低賃銀と男女同一労働同一賃銀	(78)
第 3 節 労働者は「男女同一労働同一賃銀」についてどの様に理解しているか	(81)
第 4 節 家庭婦人の就労を阻害する諸要因について	(83)

統計表目次

第 1 表 男女労働者の未婚既婚別年齢別人員	(15)
第 2 表 職工員別、学歴別人員	(16)
第 3 表 勤続別人員	(16)
第 4 表 労働者の家族構成	(16)
第 5 表 家庭内の婦人労働者の地位	(17)
第 6 表 住居種類別人員	(17)
第 7 表 労働者の住居間数	(17)
第 8 表 労働者の住居畳数	(17)
第 9 表 労働者の 1 人当り畳数	(18)
第 10 表 同居人員別の平均畳数	(18)
第 11 表 平日における生活時間—労働者	(19)
第 12 表 通信従業員の生活時間	(21)
第 13 表 金、土両日の生活時間—労働者	(22)
第 14 表 金、土両日の婦人労働者の家事労働と教養、娯楽時間	(22)
第 15 表 休日における生活時間—労働者	(23)
第 16 表 1 週間の生活時間—労働者	(25)
第 17 表 通勤時間の分布	(27)
第 18 表 通勤方法	(27)
第 19 表 通勤時間の平均構成	(27)
第 20 表 睡眠時間の分布—労働者	(28)
第 21 表 睡眠時間は充分か—労働者	(30)
第 22 表 疲れるか—労働者	(30)
第 23 表 食事、身仕度の時間—労働者	(30)
第 24 表 通勤時間別の入浴回数—労働者	(31)
第 25 表 婦人労働者のパーマとセット	(31)
第 26 表 家事労働時間—労働者	(32)
第 27 表 家事労働時間の分布—労働者	(33)
第 28 表 1 週間の家事労働時間の内容—婦人労働者	(34)

第 29 表 労働者の燃料	(35)
第 30 表 労働者の飲料水	(36)
第 31 表 平日に炊事をするか—婦人労働者	(36)
第 32 表 休日に炊事をするか—婦人労働者	(36)
第 33 表 婦人労働者の洗濯の範囲	(37)
第 34 表 どれだけ裁縫するか—婦人労働者	(37)
第 35 表 教養、娯楽時間—労働者	(38)
第 36 表 教養、娯楽時間の分布—労働者	(39)
第 37 表 1 週間の教養、娯楽時間	(40)
第 38 表 新聞を毎日よむか—労働者	(41)
第 39 表 どの記事をよむか—労働者	(41)
第 40 表 雑誌や本をどの程度よむか—労働者	(42)
第 41 表 娯楽の平均回数	(42)
第 42 表の 1 映画、演劇回数の分布	(43)
第 42 表の 2 層別にみた映画の回数	(44)
第 43 表 その他の生活時間—労働者	(44)
第 44 表 年齢別の生活時間—婦人労働者	(46)
第 45 表 年齢別の家事労働時間—A 工場、婦人労働者	(47)
第 46 表 年齢別の娯楽、教養時間—A 工場、婦人労働者	(47)
第 47 表 既婚、未婚別の生活時間—婦人労働者	(48)
第 48 表 既婚、未婚別の家事労働と教養、娯楽時間—婦人労働者	(49)
第 49 表 婦人の地位別の生活時間—I 平日	(49)
第 50 表 婦人の地位別の生活時間—II 休日	(50)
第 51 表 婦人の地位別の家事労働と教養娯楽時間—B 工場	(51)
第 52 表 学歴別の生活時間—婦人労働者	(51)
第 53 表 通勤時間別の生活時間—平日婦人労働者	(52)
第 54 表 通勤時間別の生活時間—休日婦人労働者	(53)
第 55 表 通勤時間別の家事労働時間—B 婦人労働者、平日	(53)
第 56 表 主婦の年齢分布	(55)
第 57 表 主婦の家族構成	(55)
第 58 表 手取賃銀—主婦家族	(56)
第 59 表 住居の種類—主婦家族	(56)
第 60 表 1 人当り畳数—主婦家族	(56)

第61表	飲料水—主婦	(56)
第62表	燃料の種類—主婦	(56)
第63表	家庭婦人の生活時間	(57)
第64表	金、土両日の生活時間—家庭婦人	(60)
第65表	1週間の生活時間—家庭婦人	(60)
第66表	睡眠時間の分布—家庭婦人	(61)
第67表	食事、身仕度時間—家庭婦人	(63)
第68表	家庭婦人の家事労働	(64)
第69表	夫の家事への手傳いの程度	(65)
第70表	1週間の家事労働時間—家庭婦人	(65)
第71表	洗濯と裁縫の範囲—家庭婦人	(66)
第72表	家庭婦人の教養—娯楽時間	(68)
第73表	子供の有無、人員別にみた生活時間	(70)
第74表	子供の有無人員別の家事労働時間	(71)
第75表	“ の教養娯楽時間	(71)
第76表	乳兒をもつ婦人の生活時間	(72)
第77表	婦人の地位別にみた生活時間—家庭婦人	(73)
第78表	年齢別にみた生活時間—家庭婦人	(74)
第79表	内職の有無別の生活時間—家庭婦人	(75)
第80表	家族人員別の有職者数—本人を含む(内職は除く)	(77)
第81表	独身既婚別の有職者数	(77)
第82表	同一家計人員の総収入中本人の賃銀収入の占める割合	(78)
第83表	手取賃銀の分布	(79)
第84表	婦人自身の考える男女の能力の比較	(79)
第85表	男女の賃銀差について—婦人労働者	(80)
第86表	“ —男子労働者	(81)
第87表	同一労働同一賃銀とはどんなことか	(82)

「註」 統計表の項目別数値の合計が必ずしも合計欄の数値と一致していない場合があります。これは個々の数値を別々に四捨五入したままに、とどめたためであつて、傾向を知るためには、それで充分だと考えます。一言おことわりしておきます。

図 書 目 次

第1図	男女労働者の生活時間の比較(Ⅰ)平日A工場	(18)
第2図	男女労働者の生活時間の比較(Ⅱ)休日A工場	(24)

第3図	睡眠時間と家事労働時間との相関—B工場、婦人労働者	(29)
第4図	睡眠時間と教養、娯楽時間の相関—B工場、婦人労働者	(29)
第5図	家事労働時間の内訳—婦人労働者(A工場)	(32)
第6図	家事労働と教養、娯楽時間との相関—B工場婦人労働者	(40)
第7図	年齢別の生活時間—婦人労働者A	(45)
第8図	家庭婦人の生活時間	(58)
第9図	家事労働と睡眠時間の相関—家庭婦人	(61)
第10図	家庭婦人の家事労働時間	(64)
第11図	家事労働と教養娯楽時間の相関—家庭婦人	(66)
第12図	子供の有無人員別の生活時間—平日	(70)

調査方法

1 調査事業場

京浜地帯の2工場を選定したが、A工場は電話器並に交換機の製造工場、B工場は製菓並にベニシリン製造工場である。紡績工場を含めなかつたのは婦人の家事労働の分析が主要目的であつたからである。

2 調査期間

A、B両工場とも休日1日を含む3日間を調査したが、B工場の場合には休日が彼岸の中日であつた爲、調査の時間が平均値において数分みられ、その限度でやや特異的な傾向がでてゐるが、全休の生活時間構造の特質をみるためには無視してもよい程度である。

A工場 3日 17日～19日（休日 19日）

B工場 3日 19日～21日（休日 21日）

3 抽出方法

工場内での調査対象は層別任意抽出法を用いたが、会社資料の関係から次の層を考慮したにとどまる。

I 婦人労働者

イ 職員工員別

□ 年齢別—20才未満、25才未満、30才未満、30才以上

II 男子労働者

イ 職員工員別

□ 年齢別—25才未満、40才未満、40才以上

III 家庭婦人

当該工場の有妻者につき

イ 職員工員別

□ 妻の年齢別—30才未満、30才以上

ハ 子供の有無別

4 調査人員

最初の予定はA、B両工場夫々婦人労働者100名、男子労働者50名、家庭婦人50名とし、記入の正確、回収不能を考慮して、2倍の人員をえらんだ。調査の記入ならびに回収は予想外に良好であつたが、男子労働者の一部に休日出勤や深夜勤があつたため、除外したものが多かつたこと、家庭婦人に記入の不明確なものがやや多かつたので集計したのは次の人員であつた。

	A工場	B工場	計
男子労働者	49名	25名	74名
婦人労働者	101	110	211
家庭婦人	48	39	87

但し上記のものをえらぶ場合、層別分布を母集団のそれと一致させるようにつとめたことはいふまでもない。

5 調査様式と項目

末尾に示したように、生活時間調査用紙は同一のものを使用し、質問票は男女労働者並に家庭婦人夫々の特殊性に対応する様式を用いた。調査項目については末尾の調査票を参考にして貰いたい。なお調査しながら本論中で述べないものがあるが、それは余り重要でないか、又は他の機会にのべた方がより適切であろうと考えられたものである。

序論 生活時間構造分析の意義

1 生活時間の本質

生活時間とは、労働を含めた人間の生活の仕方＝生活内容の時間的反映である。われわれは人間の生活活動を生活費調査によつて金銭的側面よりとらえることができるが、生活時間調査は労働並に消費生活を時間的側面より明らかにせんとするものである。

人間は先ず自然的存在であるからその生活時間は生物学的法則によつて制約されることはいふまでもないが、人間は基本的には社会的文化的存在であるから、生活時間全体は本質的には歴史的社会的に規定されるものである。

例えば人間である以上何がしかの睡眠、食事、身仕度、休息の時間は必要不可欠であり、その爲には生理学的にあるミニマムを必要とする。しかしながら、社会的存在である労働者はある場合には、生理的にも好ましくない短い睡眠をとらざるを得ない社会的境遇におちいるし、一例えば産業革命期の婦人労働者—又食事時間そのものは文化的水準によつて規定されている。しかもその他の生活時間は全く文化的社会的な性格をおびているから、全休としての生活時間は基本的には社会的文化的に規定されるものといわねばならない。例えば、原始共産社会における人間の生活時間構造と現在の資本主義社会における労働者のそれとは根本的な相違があるであろうし、又封建社会の農奴と、奴隷社会の奴隷とでは全く違つた生活時間の構造をもつていたにちがいない。すなわち社会構成がちがえば、生活時間の内容は相異なるものである。しかし同一の社会においても階級が違えば、生活費の内容が違つた生活時間構造もちがつてくる。資本主義社会でいえば、労働者と資本家では全く違つた生活時間内容をもつてゐるし、農民のそれは又両者と相異なるであろう。

次に同じ階級であつても、社会的地位が違えば根本的にちがつた生活時間が現われる。これは男子労働者と婦人労働者ならびに家庭婦人との間にみられるものであつて、これは主として資本主義社会における婦人と男子の社会的地位が本質的にちがつてゐることにもとづく。（われわれはこの他若年者と老年者、老年期、幼児期、学童期等々のものをあげることができよう。）

以上のべた三つの要因、社会構成、階級、社会的地位の相異の外に、同一の社会においても生活様式が変化すれば生活時間の構造もそれに対応して変化する。この場合の生活様式は二つに分れる。そ

の一つは労働様式であり他の一つは狭義の生活様式である。

労働様式についていえば、旋盤工、採炭夫、紡績工の間では労働時間内の生活時間構造には相当のちがひがある。又それは歴史的にも変遷してきたのであつて、産業革命期の労働時間の長さや構造は現在のそれと比べ雲泥の差があつたし、現在でも中小経営の労働者と大企業のものとは若干の相違がある。すなわち技術や労働時間の法的規制、労働運動の発展は、労働様式を変化させ、生活時間構造に影響を與えるものである。しかし労働様式の相異は單に労働時間の内容を変化させるでなく、他の生活時間にも根本的変化を與える。長時間労働は労働者から文化的社会的な生活時間をうばひとりときには生理的最低限度の再生産さえ不可能な状態さへみちびき出す。又労働強化は労働者の全生活に深刻な影響を與えるであろう。

狭義の生活様式についていえば、例えば日本の労働者の生活様式とアメリカ労働者のそれとは本質的に違ふが、このために両者の生活時間構造にも著しい相違がみられる。日本の労働者は長い労働と通勤時間、収入の過少、不合理な家庭生活、ならびに歴史的、傳統的な生活様式にもとづいて特殊な生活時間の構造をもっている。この意味では、生活時間構造は民族的特質——これは永久不変ではなく変化するものである——をもっていることを物語るが、同じ民族の場合では生活様式が変化すれば、生活時間構造も変化し、文化的生活内容が高まれば文化的生活への時間支出は増加するであろう。

現在日本の労働者は毎日必ず15分～20分は新聞をよんでいるが、明治時代の労働者には決してこういうことはみられなかつたであろうし、又当時映画をみる生活時間はありえなかつたが、今では1週間のうち数十分がこれにあてられている。又婦人の場合でいえば、家事労働が合理化されれば家事労働にあてられる時間ははるかに少くなり、文化的生活はゆたかになるであろうし、家事労働の内容自体も変つてくるであろう。

この生活様式はこまかい点についていえば、地方的には相異するし、労働者の育ちの如何によつてもちがう筈である。又産業部門によつて労働者の給源、素質が相異しているから、労働時間以外の生活時間構造にもその限度で差異があるろうと考えてよい。生活様式は生活水準と不可分のものである。それ故、生活時間構造は生活様式そのものを示すだけでなく、生活水準自体の指標ともなるものである。

われわれは生活費調査によつて狭義の生活様式と生活水準を知ることができるが、生活時間調査によつてもある程度これを明かにすることができる。われわれはその何れがより適切であるかということとは出来ないが、今迄の研究は余りにも生活費調査に重点をおき生活時間調査を軽視したきらいがあつたことは事実である。だが、対象は同一である。対象を分析するためには、單に費用の面から研究するでなく、時間の点からも分析を深めねばならぬのである。

生活費調査と生活時間調査では非常に似たところがある。何れも消費生活を問題としていることは同一であるし、同一の生活行動は二つの調査に同時に現れるものが大部分である。例えば食事、入浴、映画、読書、新聞、交際、医療、交通など、多くの生活活動は両方の調査に現われ、相互に結びつ

ている。だからわれわれは生活時間を生活費調査と同じような一項目ではなく一項目に分類することができる。又生活費における変化は生活時間に機械的に反映される事はないにせよ、いろいろの面が出てくる。家族が多ければ主婦の家事労働の時間は増加する。食事の内容がよければある場合には食事時間も長くなるであろう。

しかしながら生活費と生活時間は異質的なものをもっている。その1は生活費調査では金銭をとまなわれない生活活動はほとんどとらえられないが、後者では時間的に反映できるすべての生活行動が記録されることである。第2は生活費調査では労働生活と消費生活が収入と支出に分れ、消費生活の内容は相当刻明に知ることができるが、労働生活の方は單に収入としてしかとらえられないのに対し、生活時間調査では、この二つを全一休として細部にわたつて明かにできる。

すなわち、生活費調査は金銭ないし物量に現われた労働力の再生産の構造を主として消費生活の面から明かにするものであるが、生活時間調査は、時間的にみた再生産の構造を労働と消費生活の全面にわたつてとらえようとするものである。わたくしは今まで生活様式、労働様式という言葉を使用してきたが、これは結局労働力の再生産が行われる様式であり、これを明確にすることが、労働力の再生産構造ないし生活水準を知ることにもなるのである。

2 生活時間の構成

生活時間の構成を労働力の視点から分析するならば次のようになるであろう。もちろんわれわれ対象となる生活時間は封建領主のそれではなく、資本主義社会における労働者の生活であることはいふまでもない。

労働力の視点から1日の生活をとらえるならば二つの部分に分れる。その一つは労働力を販賣し、それによつて労働者の生活をささえる収入をうるための時間であり、他はえた収入によつていとなむ私生活の時間である。人間のあらゆる生活活動はエネルギーの消費をとまなうものであるが、経済学的見地からみるならば、前者は労働力を実証する過程であり、労働力の支出を行う時間であるが、後者は労働過程において消耗せるエネルギーを補給し、労働力を社会的文化的に生産し、再生産する生活時間である。われわれは先ず生活時間は大別して上記の二つの部分に分れることを明記せねばならぬ。

第1の収入をうるための時間は、労働者の場合には何より勤務の爲の時間であり、その主要部分は工場内における拘束時間である。労働者にとつては実際の拘束時間は所定の拘束時間よりやや長く、入門より出門迄を含むのであるが、大別すれば、所定の労働時間、所定の休憩時間と所定の拘束時間前後の入門又は出門までの時間の三つに分れる。このうち所定の労働時間は主作業、附帯作業、準備作業等の時間外、必然的な自己休憩の時間、手持時間に分れ、所定の休憩時間は食事、休息、雑談、運動、用便、洗面、読書その他に使用され、前後の時間は用便、洗面、着かえ、入浴、雑談等の他、ある場合には運動や労組活動も含まれるであろう。すなわち、工場内生活時間は、全体として労働契約による拘束をうける時間であるが、特殊の場合には就業前後の運動や労組活動の如き直接拘束をうけ

ない時間も含まれることもあるし、如何なる場合にも部分的には後述する労働力の再生産のための時間—生理的再生産のための時間—社会的文化的生活時間—が包含されているのである。それ故、工場内生活時間は、全体として収入をうるための生活時間であるが、より分析的にみるならば、直接の労働時間と、生理的再生産のための時間、社会的文化的生活時間の三つに分れるものであつて、これが分割されずに一括される根拠はただ原則として拘束をうけている事実だけである。すなわち、これらすべての時間は労働力の販賣のためには不可避的な生活時間なのである。

勤務の爲に費される生活時間は單に工場内の生活時間だけではない。労働者が労働力を販賣するためには自分の居所から生産手段のある工場へ身を運ばねばならない。この通勤はあるときは徒歩、徒歩と乗物、又は自転車などであるが、途中の時間の一部がかりに読書の爲に費されるにせよ、それが通勤を主たる目的としている以上、基本的には通勤のための時間である。

以上の二つの時間は勤務のための生活時間であるが、収入の面よりいへば、主たる収入のための時間である。だが労働者はこの外収入の不足をおぎなうために内職をもっている場合がある。この従たる収入のための時間として純然たる内職の外、家庭菜園の時間も含まれるであろうが、この時間は主たる収入が多くなれば必然的に零になる性質のものであつて、これが存在と時間の長さは主たる収入のみじめさの指標となるものである。

収入のための生活時間を大別すると以上三つの要素時間に分れるが、労働力の再生産のための生活時間も大別すると三つに区分できる。第Ⅰは労働力をただ生理的に再生産するための時間である。われわれはこのための生活活動として、睡眠、食事、洗面、用便、入浴、着替、医療、休息、などをあげることができる。これらの時間はいうまでもなく、一定の生活様式の下に行われ、それ自体社会的文化的性格を併せもっているものであるが、他の時間とことなるのは、それがなければ生理的な生存さえ考えられないという生活時間である。しかしここで問題があるのは休息時間である。實際われわれの生活をみると休息の時間というものは少く、同時に他の生活をいとむ場合が多い。例えば雑談をしたりラジオをきいたりして身体をやすめる。又新聞をねころんでよめば一つの休息になる。こういう意味では社会的文化的性格をもつ生活時間と重複するが、このことは他にも見出されるのであつて、雑談又はラジオをききながら裁縫をするなどはその例である。しかしそれにも拘らず、休息の一部は生理的生存のために支出されることは否定できないであろう。

第Ⅱは家事労働のための時間である。このうちには炊事、裁縫、買物、掃除、家の修理等の他、授乳、子守なども含まれるであろう。この一部は労働者が自身の労働力を再生産するに必要な準備時間であり、家の修理、炊事など他の一部は次代の労働力を育成するための時間、(子守、授乳)である。しかし何れも個人的労働であり、しかも社会化されうる性格をもっている。又さきの生理的生存のための時間は他人で代ることはできないが、この家事労働は本人自身がしなくとも、他人の手によつても実現することができる。もし各戸配給になれば買物時間は減少するであろうし、裁縫は外註又は既製品を買うようにすれば、家事労働のうちから姿を消すであろう。又託児所、保育所は授乳、子

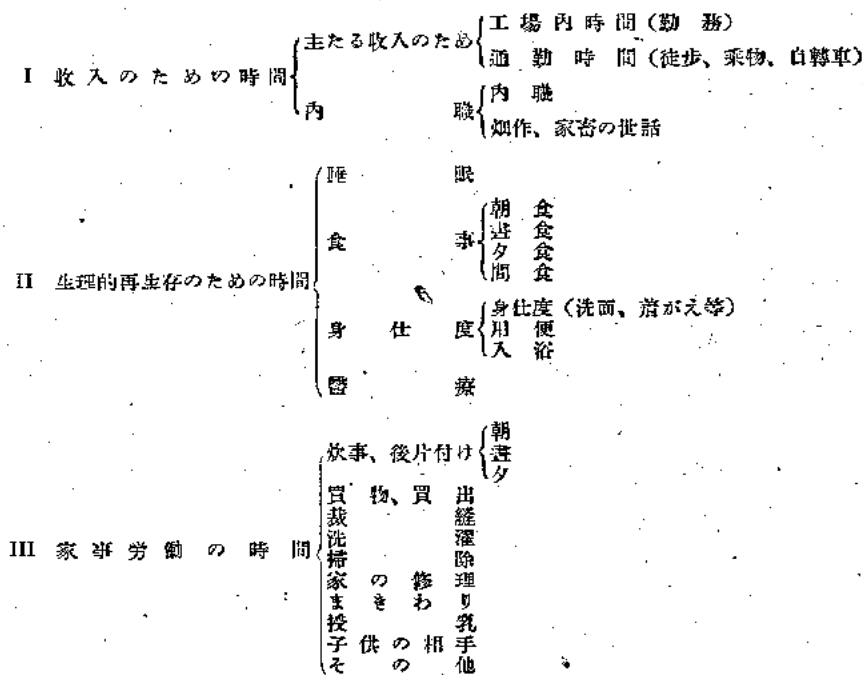
守などを社会化するものである。これらの時間は現在家庭婦人の肩にかかつているが、家事労働の合理化ないし社会化はこの龐大な生活時間部分を縮小させて行くであろう。

第Ⅲは社会的文化的生活時間であつて、これは文化的生活時間と社会的生活の時間とに分れ、前者は教養、学校、宗教、趣味、娯楽等、後者には組合、政党などの社会的活動、交際、雑談などが含まれる。これ等の生活活動はエネルギーの消耗をとまなう事はいふ迄もないが、社会的文化的人間の労働力を再生産し発展させるために必要であつて、もしこの時間がなければ人間は單に生物として再生産されるにすぎないであろう。なお運動時間は体力を作るための生活時間であるから、生理的再生産のための時間ともみられるが、同時に社会的文化的性格の濃いものであるから一應社会的文化的生活時間のうちに入れよう。

以上の分類はある程度新しい見解も含んでいる。今までの考え方は勤務のための時間、生活基本時間、家事、自由時間の四つに分け余りにも常識的であつたし、特に自由又は余暇時間という表現は労働力の再生産と全然無関係な時間、切り下げてもよい時間のような印象を与え勝ちであつた。この従来の見解に対する批判として、新たな考え方を提示した所以である。

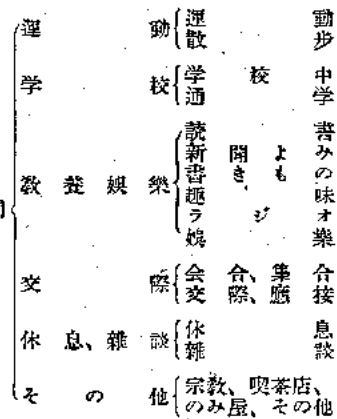
なお、今回の集計分類項目を示すと次のようである。

(註) 喫茶店、のみ屋の時間は教養、娯楽と区別し、別立とすることが正しいが集計完了後気がついたので、一應教養、娯楽のところへ入れた。たゞし平均値では1分前後であるから大勢には全然影響がない。又社会的活動を分離したかつたが正確に分離できなかったたので、集会のうちに含めた。又休息を社会的文化的生活時間に入れたのは、具体的には社会的文化的性格を併せもっている場合が多いからであつて、もし厳密に分けられるときには分離して生理的再生産のための時間に入れるべきである。



時間構造の分析

IV 社会的文化的生活時間



生活時間調査はある場合には一日の支出エネルギーの量を測定するために行われることもある。この場合には、エネルギー消費量が明かにされるような調査方法でなければならぬし、又分析の重点もそこにおかれるであろう。しかしわれわれの調査分析の重点は、次の点にある。

第2は項目別の生活時間の相互関係を明かにすることである。例えば勤務のための時間と睡眠時間との関係、家事労働と後者との関係、家事労働と反社会的文化的生活時間との関係など、労働者の生活活動の相互関係を分析せねばならない。これは又労働者の生活時間の法則を明かにすることになるであろう。

第3は各型の生活時間構造を明かにするとともに、彼等が労働力の再生産又はそれを発展できる状態にあるかどうかを検討し、もし確保されていないならば、その諸要因を分析し、それを確保する条件を明かにすることであつた。

この調査報告は大体以上のべた線にそつて進められている。しかし特に重点をおいたのは婦人の家事労働の負担が婦人の生活時間構造にどんな特質を与え、それが婦人の労働能力の発揚と発展をどんなに阻害しているかを明かにする事であつた。

調査対象とした二つの工場のうち一つは電気機器製造工場（以下Aという）、他の一つと製菓ならびに化学工場（以下Bという）であるがA工場は東京都の旧市街、B工場は川崎市に所在し、労働者数は前者約2500名、後者は約700名である。このうち婦人労働者はAでは18%、Bでは約半分を占めるが、両者とも一應、電気機器並に製菓工場の代表的工場とみなされるものである。

A、B両工場共労働時間は拘束8時間であつて、そのうち休息1時間を昼休1回にとつてゐる。若干の労働者は残業をしているが、大部分は所定の就業時間で終つてゐる。なおB工場の一部には三交替制をとつてゐるものがあるが一男子のみ—この調査が婦人労働者の生活時間の分析を主体とし、男子はただそれと対比するためのものであつたからあえて除外した。又休日出勤者も土、日の特色が明確にあらわれないことをおそれ全員を除外している。調査対象となつた労働者は男女を通じ大部分軽速度ないし持続的作業に従事するもので、重筋的労働に従うものは殆ど見出されなかつた。次に対象者の年齢、婚姻、勤続、家族構成、住居等についてのべておく。

一般の婦人労働者の如く、婦人は男子労働者に比べると年齢は若く、学歴は低く、勤続は短い。しかしA、B工場で相当の違いがあり、AはBに比べ、年齢は高く、勤続が長い。これらの相異は以下の生活時間分析に際して留意すべきことの一つである。(第1～3表)

次に家族構成をみると、同一家計人員と同居人員は殆ど一致しているが、男女を比べると、婦人は1人で独立生活をいとなんでいるものが少く、6人以上の二世帯からでているものが多い。これも生活時間に影響を與える一要素である。

賃銀については附篇第2節でのべるが、内職の有無をみると、大部分は内職をせず、ただAの婦人が7%でやや高い。(内職ありは、婦人A7、B2、男子A1、B1名)

次に婦人について、同一世帯内に他に 18 以上の婦人のいる場合と、いない場合に分けると次の如

第1表 男女労働者の未婚既婚別年齢別人員

			~20才 未 滿	~25才	~30才	~30才 以 上	計
婦 人	A	未 婚	20	45	19	5	89
		既 婚	-	1	4	1	6
		死 別、離 別	-	-	1	5	6
		小 計	20	46	24	11	101
人	B	未 婚	83	16	2	1	102
		既 婚	-	1	1	1	3
		死 別、離 別	-	-	1	4	5
		小 計	83	17	4	6	110

男	A	未既小	離婚計	1	11	4	1	17
				-	1	8	23	32
子	B	未既小	離婚計	3	10	2	2	17
				-	-	-	8	8
				3	10	2	10	25

第2表 職工員別、学歴別人員

				高小以下	旧中学	専門以上	計
婦人	A	職工員	計	70	20	-	90
				70	20	-	90
男子	B	職工員	計	104	5	-	109
				104	5	-	109
子	A	職工員	計	1	5	6	12
				26	10	1	37
子	B	職工員	計	1	-	6	7
				13	4	1	18
				14	4	7	25

第3表 勤続別人員

		婦人	男子
		A	B
1年未満		36	1
3年未満		38	9
5年未満		40	7
10年未満		7	16
15年未満		13	12
15年以上		1	5
不明		2	1
計		101	49

第4表 労働者の家族構成

				同一家計人員				同居人員			
				婦人		男子		婦人		男子	
				A	B	A	B	A	B	A	B
1人				10	1	11	3	10	1	12	3
2人				21	8	4	5	22	8	4	5
3人				13	17	8	1	13	17	8	1
4人				14	13	13	5	14	13	12	5
5人				14	14	6	3	14	14	6	3
6人				6	15	3	5	7	15	4	5
7人				7	9	3	1	6	10	2	1
8人				8	13	-	1	7	13	-	1
9人				2	10	-	1	3	10	-	1
10人				4	5	1	-	3	4	1	-
不明				2	5	-	-	2	5	-	-
計				101	110	49	25	101	110	49	25
平均				4.28	5.59	3.55	4.2	4.20	5.56	3.46	4.2

く大部分のものは他に18才以上の婦人がおり、それがいない場合又は独居というのは非常に少い。しかもA、Bの比較ではBの方には独居が殆んどいない。すなわちAの婦人労働者は家事労働については比較的不利な条件をもっている訳である。

第5表 家庭内の婦人労働者の地位

	A	B
18才以上の婦人がいる	79人	101人
" いない	10	7
独居	10	2
不明	2	-
計	101	110

	婦人		男子	
	A	B	A	B
平均間数	1.98	2.26	1.83	2.24
" 最数	10.3	12.2	9.1	11.8
1人当り	2.4	2.6	2.5	2.8

最後に住居について述べよう。

間数並に最数の分布は7~8表に示したが、平均値を示すと、次の如く、幾分婦人労働者の家は大きい傾向がみられるが家族人員が多いから、1人当り最数とすれば男子より悪い条件の下にある。

ここで注意すべきは、大部分は零細な住いにすんでいるから、掃除のための時間はおそらくさ程多くはなかろうということと、過半は1人当り3畳未満の過密居住の状態にあることである。われわれはこれ以上住居の質を検討する事はしなかつたが、これだけからみても恐らく健康で文化的な住居にいるものは、ほんの一部分の労働者であろうと思われる。

第6表 住居種類別人員

		自宅	借家	借間	アパート	社宅	寮	下宿	不明	計
婦人	A	39	25	16	1	1	15	1	3	101
	B	50	33	5	2	11	6	-	3	110
男子	A	18	8	3	-	-	14	3	3	49
	B	10	8	3	-	2	1	1	-	25

第7表 労働者の住居間数

		婦人		男子	
		A	B	A	B
1間		40	18	23	8
2間		33	53	11	7
3間		17	22	12	7
4間		6	5	-	2
5間		3	4	1	1
6間以上		-	-	-	-
不明		2	8	2	-
計		101	110	49	25

第8表 労働者の住居最数

		婦人		男子	
		A	B	A	B
3畳未満		4	-	-	-
4.5畳		5	-	3	1
6畳		8	6	9	2
7.5畳		18	8	8	3
9畳		9	-	6	3
10.5畳		13	26	2	1
12畳		6	21	3	3
15畳		16	18	10	5
18畳		11	8	3	4
21畳		3	6	2	-
24畳		1	-	-	1
30畳		4	7	1	2
不明		1	1	-	-
計		101	110	49	25

第9表 労働者の一人当り量数

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
1 未 満	人	人	人	人
2 "	35	46	15	5
3 "	31	18	9	8
4 "	10	18	12	1
5 "	7	7	8	2
6 "	3	7	-	-
7 "	8	-	1	3
8 "	3	-	-	3
9 "	-	-	-	1
10 "	-	-	1	-
10 以上	1	1	1	-
不 明	3	12	2	1
計	161	119	49	25

第10表
同居人員別の平均量数

	婦 人		男 子
	A	B	
1	4.6	4.5	4.9
2	7.8	8.1	8.7
3	9.8	11.2	7.3
4	8.9	9.4	12.2
5	11.7	15.1	10.5
6	12.7	12.4	22.4
7	12.1	13.2	17.8
8	13.8	11.0	14.0
9	22.7	14.0	12.0
10 人	14.0	16.1	-

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
収入をうるための時間	45.1%	43.8%	47.4%	47.5%
生理的再生産のための"	38.5	41.3	38.4	41.3
家事労働 "	7.9	5.4	1.3	1.2
社会的文化的時間	8.5	9.5	12.9	10.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

的文化的な生活時間が少い。ここに男女の労働者の生活時間構造の根本的相異が現われている。

次により詳しく分析すると次の如き特徴がみられる。

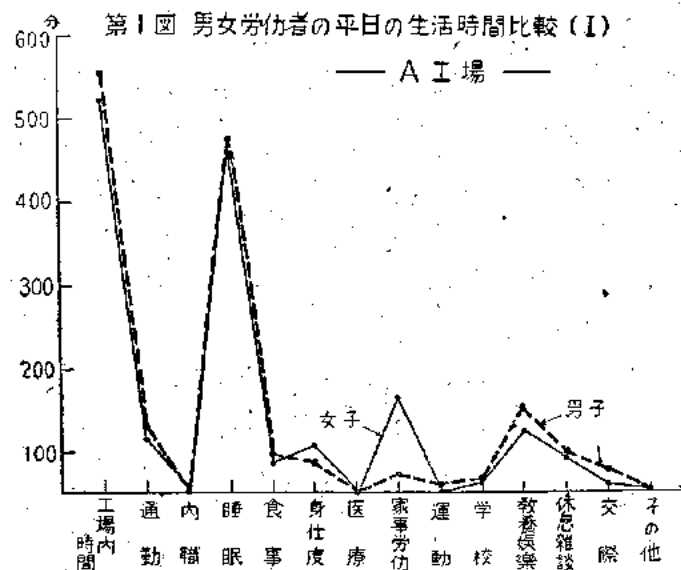
第11表 平日に於ける生活時間——労働者

		時 間		%	
		婦 人		男 子	
		A	B	A	B
収入をうるための時間	工場内時間	526分	562分	554分	579分
	通勤時間	116	68	128	94
	内職	7	2	1	5
	小計	649	632	683	678
生理的再生産のための時間	睡眠	462	506	475	512
	食事	37	37	41	41
	身支度	55	50	37	42
	医療	0	0	1	0
社会的文化的時間	家事労働	114	77	19	18
	学業	7	13	13	0
	運動	1	3	1	1
	娯楽	71	78	99	101
休息、雑談	休息	38	42	45	34
	雑談	6	2	24	13
	その他	0	0	1	0
	小計	123	125	170	149
計		1440	1440	1440	1440
		100.0	100.0	100.0	100.0

第1章 男女労働者の生活時間構造の特質

本章では、男女労働者と比較しながら婦人労働者の生活時間構造の全体的な特質について分析してみたい。

第1節 平日における生活時間



男女労働者における生活時間構造の相異を明確にみるため、平日における生活時間の内容を示したのは第11表及び第1図である。

先ず1日の生活時間を、収入をうるための時間、生理的再生産のための時間、家事労働の時間、社会的文化的な生活時間の4つに分けると、次の如く、生理的再生産のための時間は男女間で殆んど相異はないが、婦人には家事労働時間が多く、収入のための時間と社会

(1) 男子に比べると女子の工場内時間が両工場とも非常に少い。この差はAでは28分、Bでは17分であるが、之は主として男子労働者の一部が残業をするに對し、女子労働者は殆んどないし全々残業をしないためである。

(2) 婦人の通勤時間は男子に比べると幾分少い。Aでは116分、Bでは68分で両工場で相当のちがいがあるが、何れも当該工場の男子に比べると20分前後短いのである。なぜ婦人の通勤時間が短

いかというと、婦人は遠方からの通勤を出来るだけさげたい気持ちをもっていること、あとでのべる家事労働の負担のあるため余り長い通勤にはたえられないからである。すなわち婦人の通勤圏はせまいということになる。

(註) てい信労働者の場合にも男子の 165 分に対し婦人は 150 分で 15 分短い。

以上 2 つの生活時間は勤務関係のために費される時間であるが、その合計は婦人では A 632 分、B 630 分で男子の 682 分と 673 分より夫々 50 分と 43 分も短い。

(3) 内職並に畑仕事など従たる収入のための時間は非常に少いが、内職ある者の場合には相当な時間が之にあてられている。(後述)

(4) 婦人の睡眠時間は A で 462 分、B 506 分で A の方がはるかに少い。すなわち、B では平均的に見ればミニマムといわれる 8 時間を確保しているようであるが、A 工場ではそれさえ、確保できていないのである。これは後でのべるように、A 工場の婦人は B 工場の婦人に比べて 40 分多く家事労働に従事し、且つ運動が 50 分長いことに対応するものである。

次に婦人の睡眠時間を男子に比べると、A では 13 分 B では 6 分少いが、他の調査の場合も婦人の睡眠時間が男子よりも低い(てい信の場合男子の 455 分に対し、婦人は 445 分である)ある人は婦人は工場労働が重役でないから、男子に比べ短い睡眠で充分なのだと解釈するかもしれないが、われわれはむしろ逆の見解であつて、婦人の年齢が若いこと、体力の弱いことや家事労働の負担を考慮すれば恐らく男よりも長い睡眠が必要であらうと思う。しかるになぜ婦人の睡眠が現実的に短いかといえ、婦人の家事労働時間の圧迫が加わり、睡眠時間を短縮させているためである(われわれは第二章第二節で家事労働と睡眠との関係を分析するであろう)

(5) 婦人は食事、身支度には 90 分前後をあてているが、工場内におけるものは含まれていない。男子に比べた場合の特質は食事時間が約 1 割少く、反対に身支度は 10 分前後長いことである。婦人の身支度の長いのは当然である。

(6) 医療の時間は殆んどないが療養中のものであればもつと多くなるはずである。

(7) 家事労働のために婦人労働者は A 114 分、B 77 分の時間をあて、両者で相当のちがいがあつた。これは B 工場の婦人の年齢が若く、しかも前述した如く同一家庭内に他に家事労働を担当する婦人がいる割合が比較的多いためである。次に男子に比べると婦人の方がはるかに多く、男子の家事労働時間は前者の 6 分の 1 ないし 4 分の 1 にすぎない。それ故勤務関係で婦人の方は 50 分前後少なくなつたが、家事労働で 100 分～60 分長いから両者を合せた労働時間では婦人労働者の方が男子よりも長いことになる。(婦人 A 756 分、B 707 分、男子 A 706 分、B 691 分)

(8) 婦人の教養娯楽の時間は A 71 分、B 78 分であつて、男子の 99 分と 101 分に比べると約 30 分少い。これは主として家事労働の圧迫に起因するものであり、婦人が教養を高める娯楽する時間的余裕の乏しいことを物語る。

(9) 休息と雑談のための時間は男女共 40 分前後で大差がない。しかし教養娯楽のラジオなどは半ば休息時間としての意味をもつことを考慮せねばならない。

(10) 交際又は社会的活動のための時間は婦人には殆んどみられないが男子では数分があてられている。これは婦人が社交的に廣くつき合う機会の乏しいことを示すものに他ならない。又散歩を含めた運動時間は男女を通じて殆んどみられない。

次に最近行われた通信省従業員の調査と比較すると後者の勤務時間と家事労働時間は殆んど相違はないが通勤時間がずっと長く、睡眠時間は若干短い。又社会的文化的な生活時間は男女とも A、B 両工場の平均値と余り差はない。このことから勤務のための時間の増大は家事労働と社会的文化的な生活時間への喰いこみとなるよりも、むしろ睡眠時間を圧縮させる傾向があることがうかがわれる。(第 3 章第 5 節参照)

第 12 表
てい信従業員的生活時間

	男 子 数	女 子 数
工場内時間	565 分	525 分
通勤時間	165	150
小計	730	675
睡眠時間	435	445
食事時間	45	45
身支度時間	40	55
小計	540	545
家事労働時間	20	95
社会的文化的時間	150	125
計	1440	1440

第 2 節 金、土両日における生活時間の相異

念のため金、土両日の生活時間構造にどんな相異があるかを分析表示したのが第 13 表と第 14 表である。これによると婦人労働者の場合に次のようなことが知られる。

(1) 工場内時間、通勤時間、内職時間などの収入のための時間は金土両日で殆んど一致している。

(2) 睡眠時間は殆んど相異がないが、又は若干土曜日が短い傾向があること——但し個人については恐らく、早寝するものと同じもの、おそくまで起きているものの三つの型に分れ最後のものの比重が大きいのであろう。

(3) 食事、身支度は殆んど相異がない。

(4) 家事労働の時間は幾分土曜日は少ないが、翌日休にゆつくりしようとするからであらう。この場合切下げられる主なものは裁縫である。

(5) 休息雑談は殆んど変らないが教養娯楽の時間は土曜の方が多くなつている。しかもこの内容を見ると主な相異は娯楽である。

(6) 以上の如き婦人における一般的傾向は男子の場合にも見られる。

すなわち、生活時間の構造は、金、土の間で若干の相異があるが、何れも根拠ある変化であつて、おそらく金曜日の生活時間は月～金曜日の型を比較的好く示すものであろう。(もちろん詳細にみれば若干の相異があろうが)

第13表 金土両日の生活時間—労働者

	婦 人 A		婦 人 B		男 子 A	
	金	土	金	土	金	土
工場内時間	526分	514分	562分	562分	554分	554分
通勤	117	116	67	70	127	129
内職	8	7	2	2	1	1
睡眠	456	458	506	506	478	472
食事	38	37	37	37	41	42
身仕度	54	56	51	47	40	34
医療	0	1	1	0	1	0
家事	122	105	83	71	18	20
学校	7	7	5	20	20	6
運動	-	2	3	2	0	3
教養娯楽	57	78	77	77	97	101
休息雑談	38	37	45	41	43	48
交際	5	19	1	3	19	30
その他	2	3	0	2	1	0
計	1440	1440	1440	1440	1440	1440

第14表 金、土両日の婦人の家事労働と教養娯楽の時間

		A 婦 人		B 婦 人	
		金	土	金	土
家事	炊事後片づけ	49分	43分	37分	37分
	買い物	6	12	8	2
	裁縫	50	34	29	21
	洗濯	4	3	2	-
	掃除	7	4	5	7
	その他	6	9	2	4
	計	122	105	83	71
教養娯楽	読書	21	19	30	30
	新聞	14	13	12	12
	音楽	4	3	3	3
	趣味	4	5	-	-
	ラジオ	14	13	26	22
	その他	-	25	6	10
	計	58	81	77	79

第3節 休日における生活時間

休日は勤務関係の10時間前後の時間がなくなるから生活時間のうえに根本的な変化が生じている。婦人労働者についていえば睡眠時間が長くなり、家事労働にあてられる時間は激増し、他の生活時間も全面的に増加しており、しかも男子労働者と根本的に違った時間構造をもっている。

(1) 婦人の睡眠時間はぐつとふえ、A 546分、B 566分になり、平日より夫々76分60分多くなっているが、何れも男子に比べるとAでは15分、Bでは25分少い。すなわち男女差については平日と同様である。

(2) 食事、身仕度の時間は平日の工場内時間を考慮してもなお多いが、おそらく

第15表 休日における生活時間—労働者

	時 間				%			
	婦 人		男 子		婦 人		男 子	
	A	B	A	B	A	B	A	B
内 職	18分	7分	28分	49分	1.2%	0.5%	1.9%	3.4%
睡 眠 食 事 身 仕 度 医 療 小 計	546	566	561	591	37.9	39.3	39.0	41.0
	62	63	65	66	4.3	4.4	4.5	4.6
	82	64	66	47	5.7	4.4	4.6	3.3
	2	1	3	0.1	0.1	0.1	0.2	
	692	694	693	707	48.0	48.2	48.2	49.1
家 事 勞 働	396	378	128	94	27.5	26.2	8.9	6.5
夜 学	-	15	-	11	-	1.0	-	0.8
運 動	5	11	30	40	0.3	0.8	2.1	2.8
遊 藝、娯 樂	150	174	294	319	10.4	12.1	20.4	22.2
佛 教 事 務	12	18	30	8	0.8	1.2	2.1	0.6
休 息 雑 談	71	88	115	100	4.9	6.1	8.0	6.9
交 際	72	44	111	110	5.0	3.1	7.7	7.6
そ の 他	23	10	11	2	1.6	0.7	0.8	0.2
小 計	333	345	591	579	23.0	24.0	41.1	40.3
計	1440	1440	1440	1440	100	100	100	100

休日には、せかされないからであろう。——又医療の時間は幾分ふえている。

(3) 家事労働は激増し婦人の場合Aでは396分、Bでは378分で全1日の時間27~26%を占め、平日の3.6倍~5倍になっている。すなわち睡眠に次いで大きな生活時間は実にこの家事労働なのである。しかも男子はわずか128分、又は94分でしかも後でのべするようにその内容も根本的相異がある。

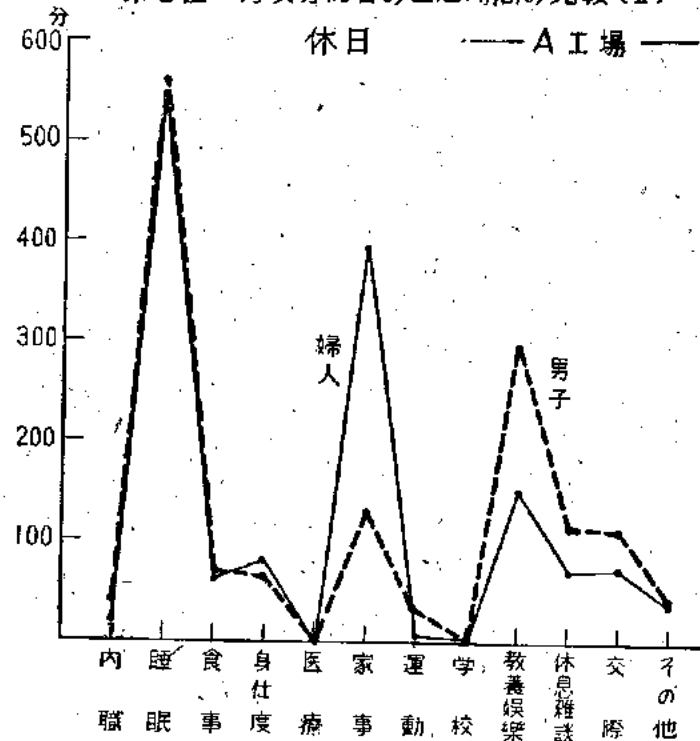
(4) 婦人の内職の時間はふえ18分と7分であるが、平均値とすれば大したものではない。他方男子は女子に比べると、はるかに多くをこれにあてている。(但しこのうちの8分の2は畑仕事である)

(5) 婦人の運動時間は幾分ふえているが、男子の場合にはぐつと増加し30分と40分である。すなわち、婦人は男子とちがつて休日にも殆んど運動をしないことが判る。

(6) 婦人の教養娯楽時間は平日に比べるとはるかに多く、150分を174分で平日の2倍~2倍半になる。しかし男子に比べるとはるかに少くわづかに2分の1である。

(7) 休息、雑談はふえ、婦人では平日の2倍になるが、——71分~88分——男子よりもすつと少え、全生活時間の11.1%と8.6%である。すなわち1週間では10%を家事労働にあてると考えてよ

第2図 男女労働者の生活時間の比較(II)



(8) 交際時間はふえ、婦人では72分~44分になる。すなわち婦人労働者はわずか休日のみ交際への時間支出ができるのであるが、それでも男子に比べるとはるかに少く、2分の1前後にすぎない。

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
収入をうるための時間	1.2	0.5	1.9	3.4
生理的生存のための "	47.9	49.1	48.1	48.9
家事労働 "	27.5	26.2	8.9	6.5
社会的文化的 "	23.4	24.2	41.1	41.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(9) 1日の生活時間を4つに分類すれば、左表のようになるが、平日に比べると収入のための時間は激減し、生理的生存のための時間が幾分増加し、家事労働と社会文化的生活時間はぐつとふえる。しかし婦人を男子に比べると家事労働ばかりが多く、睡眠、社会的文化的生活時間は、はるかに少いのである。

第4節 一週間にあける生活時間

われわれはわずか3日間の生活時間を調査したにすぎないが、100名又は50名の調査であるから、平均値をもとにして1週間の生活時間の内容を推測することもあてて不可能ではない。それ故次に試算をしてみたいと思う。

前述した如く、平日では金、土の場合で若干の相違があるから、金曜日の生活時間を以て他のウィーク、ディの標準型とみるし——実際には幾分相違するであろうがその差はさほど大きくはないであろう——1週間分を合計すると第16表のようになる。但し週間のうち6日満勤と想定した場合のものであるから実際にはこれと違つたものになるであろう。

第16表 週間の生活時間—労働者

		1 週 間 : 分			%			1 日 平 均		
		婦 人	婦 人	男 子	婦 人	婦 人	男 子	婦 人	婦 人	男 子
		A	B	A	A	B	A	A	B	A
収入のため	工場内時間	3.144	3.372	3.324	31.2	33.4	33.0	449	482	475
	通勤	701	405	764	7.0	4.0	7.6	100	58	109
	内職	65	19	34	0.6	0.2	0.3	9	3	5
	小計	3.910	3.796	4.122	38.8	37.6	40.9	558	543	589
生理的生存のため	睡眠	3.334	3.602	3.423	33.0	35.7	33.9	476	515	489
	食事	289	285	312	2.9	2.8	3.1	41	41	45
	身仕度	408	366	300	4.0	3.6	3.0	58	52	43
	医療	3	6	6	0	0.1	0.1	0	1	1
	小計	4.034	4.259	4.041	39.9	42.2	40.1	575	609	578
家事		1.111	864	238	11.1	8.6	2.4	159	123	34
社会的文化的生活時間	学校	42	60	106	0.4	0.6	1.1	6	9	15
	運動	7	28	33	0.1	0.3	0.3	1	4	5
	教養、娯楽	513	636	880	5.1	6.3	8.8	73	91	126
	休息、雑談	298	354	378	3.0	3.5	3.7	43	51	54
	交際	116	52	236	1.1	0.5	2.4	17	7	34
	その他	49	31	46	0.5	0.3	0.5	7	4	7
	小計	1.024	1.160	1.679	10.2	11.5	16.7	147	166	241
	合計	10.080	10.080	10.080	100	100	100	1,440	1,440	1,440

婦人は収入のために全生活時間の38%前後の時間をあて、そのうち内職は1%にもみえないから、その大部分は勤務のための時間とみてよい。工場別ではAの方は工場内時間は短い、通勤時間が長いから差引勤務のための時間はBより長い。

睡眠にはA 33% B 35.7%をあて、前者はAの男子よりも短い。生理的生存のための時間は39.9%と42.2%であるが食事には280分余、身仕度には400分前後があてられている。

家事労働時間はAでは1.111分Bでは864分をあてているが、男子の238分の実に4倍~5倍をと

え、全生活時間の11.1%と8.6%である。すなわち1週間では10%を家事労働にあてると考えてよい。社会的文化的生活時間は1024分と1160分、%では10.2%と11.5%で男子(1679分、16.7%)より非常に少い。このうち教養娯楽には6%前後(513分と636分)交際に1%前後(116分と52分)休息雑談に約3%(238分と354分)をあて何れも男子とは相当の違いがある。

このように1週間の生活時間においても平日、休日におけるものと同じ傾向が出ているが詳細は第16表を見てほしい。

第2章 項目別にみた生活時間構造の分析

第1節 工場内時間と通勤時間

(1) 工場内時間について

今回の調査は工場外生活時間が中心であつたため工場内の時間は勤務として一括し詳しい調査を行わなかつたが、一應その内容をのべておこう。

A、B工場とも所定就業時間は午前8時から午後4時までの8時間、うち12時から1時間の休憩があるから、いわゆる所定の実働は7時間である。しかるに何故工場別に36分の相違が生じたかといえ、A工場では8時10分前後に入門し、終業後も5分~20分で出門するものが多いが——ごく一部には残業するものがある——B工場では、入門は勤務開始20分前が多く、終業後は工場内で入浴をするものが大部分で、これに20分程度を費し、雑談身仕度を加えると、出門は午後4時50分前後になるのである。(又ほんの一部のものにはこの間運動をするものさへ見られる)。それ故、B工場婦人の工場内時間がAよりも36分多いことは実働時間が必ずしもこれだけ多いことを意味するものではなく、むしろその大部分は上述の如き理由にもとづくのである。但し入浴はB工場の生産のために必要な施設であつて、通常の厚生施設ではないこと、B工場では作業開始と終了が厳格であることも考慮せねばならない。

又昼の食事休憩では、食後の運動、雑談、読書などをするものが多い。しかしこれらの時間構成は今日の調査の目的としなかつたから詳細をのべることはできない。

(2) 通勤時間について

婦人の平均通勤時間は前述したように男子に比べると短く、又B工場は男女共A工場より短い、次に分布を見ると、A工場では男女共往復2時間以上のものが40%を占め1時間未満のものは婦人14%、男子6%にすぎない。これに対しB工場では、1時間未満は婦人では約半分、男子は26%を占め、2時間以上は婦人9%男子12%にすぎない。すなわち婦人の場合は分布においても工場の近くから通勤するものが比較的多いことを示している。

男女の差は通勤方法にもみられ、婦人の大部分は乗物を利用してはいるが、男子に比べると徒歩だけのものの比重は大きく、通勤時間で、男女差が生じるのは乗物時間(乗物まちを含む)であること

が知られる。

婦人の通勤時間の短いことは、心身の疲労を軽くすることになるが、戦前に比べるとずつと増大しただけであり、——A工場では戦前では半分近くがすぐ附近の婦人であつたという——楽だというもただ男子に比べた場合だけである。

第17表 通勤時間の分布

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
往復1時間未満	14	53	3	7
" 2 "	43	47	25	15
" 2 "以上	44	10	21	3
計	101	110	49	25

第18表 通勤方法

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
徒 歩 の み	9	31	2	5
乗 物	92	74	47	19
不 明	-	5	-	1
計	101	110	49	25

第19表 通勤時間の平均構成

	時 間				%			
	婦 人		男 子		婦 人		男 子	
	A	B	A	B	A	B	A	B
徒 歩	分 40	分 38	分 42	分 42	% 35	% 51	% 33	% 45
乗 物	76	30	86	52	65	49	67	55
計	118	88	128	94	100	100	100	100

第2節 睡眠時間

(1) 睡眠時間の分布

さきに男女労働者の平均睡眠時間を比較し、婦人の方が少いことを示したが、次にその分布を見ると、平日の婦人は300分未満から720分未満までに分布し、最も頻度の多いのはAでは450分未満、Bでは540分未満の層にあり、中位数も同じ層にある。すなわちA、B両工場では平均値に見られたように大きな相異がある。又休日では並数ならびに中位数は多くなり、何れも480分をこえ、並数ではA510分未満、Bでは570分未満になる。しかし問題はいわゆるミニマムといわれる8時間にみたない婦人が、平日ではA65%、B31%を、休日でもA18%、B12%を占めていることである。わずか3日間の調査であるから他の日には充分な睡眠をとつていると考えられぬこともないが、少なくとも相当部分の人々は8時間にみたない睡眠時間であること、なかには平日で6時間未満、休日で7時間未満のものがいる事実を忘れてはならない。

第20表 睡眠時間の分布—労働者

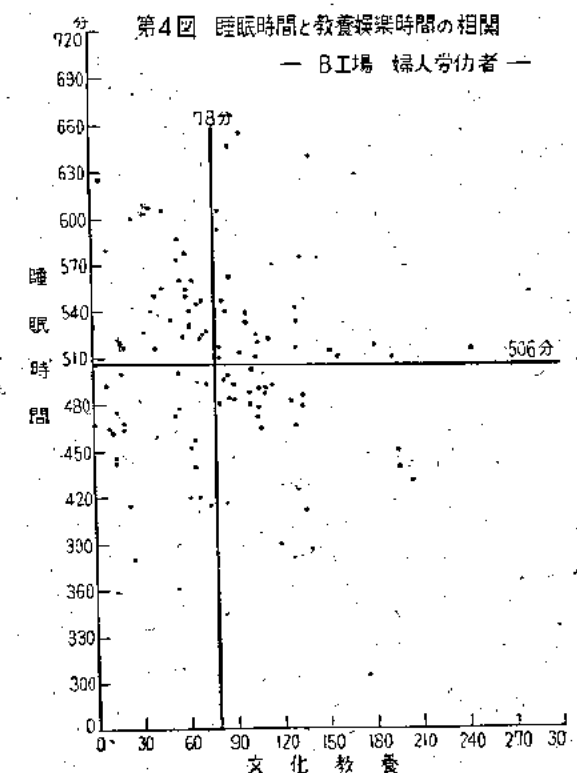
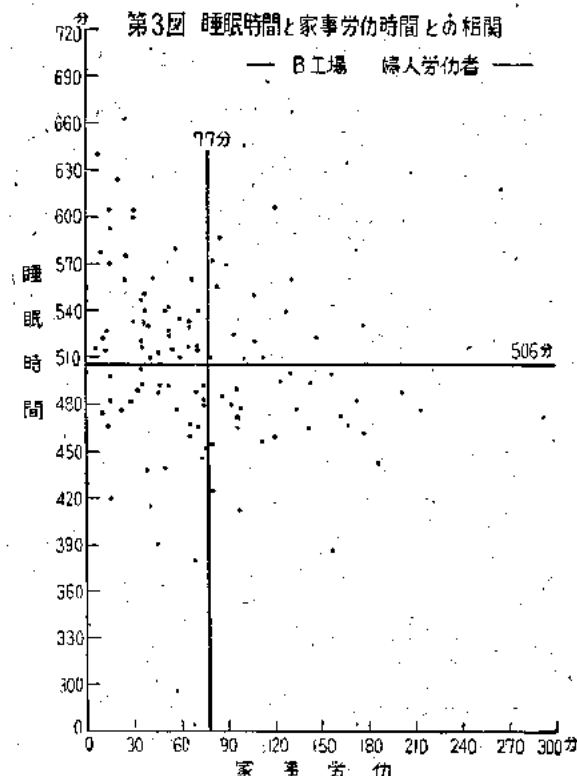
	平日			休日		
	婦人		男子	婦人		男子
	A	B	A	A	B	A
～300 分未満	1人	-人	-人	-人	-人	-人
～330 "	-	-	-	-	-	1
～360 "	1	-	1	-	-	1
～390 "	5	3	5	1	-	2
～420 "	17	4	2	4	4	-
～450 "	24	8	6	4	2	3
～480 "	17	19	12	9	7	4
～510 "	11	21	11	20	8	6
～540 "	15	25	6	13	16	8
～570 "	6	16	1	13	23	5
～600 "	2	7	3	13	21	12
～630 "	1	5	2	10	8	1
～660 "	1	1	-	8	8	3
～690 "	-	-	-	2	4	1
～720 "	-	1	-	1	2	1
～780 "	-	-	-	2	4	-
780～ "	-	-	-	1	3	1
計	101	110	48	101	110	48

(2) 睡眠時間と家事労働並に教養、娯楽時間との相関

睡眠時間は通勤時間その他の要因によつて影響を受けることは後述するが、ここでは二つの要因すなわち家事労働時間並に教養、娯楽時間との相関について検討してみたい。

第3図の睡眠時間と家事労働時間との相関を示したのであるが、相関係数は -0.43 であつて有意の逆相関が現われ、しかも家事労働が120分をこえるとその相関は更にきんみつになる傾向がある。今これを数字で示すと、家事労働60分未満の睡眠時間は520分、120分未満は540分120分以上は476分家事労働がある限度をこえると増々睡眠時間に喰ひこむことがわかる。

次に教養娯楽時間との相関をみると、第4図の如く殆んど相関はないことが分る。すなわち教養娯楽時間が長いために睡眠時間を切下げの傾向は大休において見られないのである。但しこれは婦人労働者の場合であるから特殊な文化人の場合には恐らく相関は現れるであろう。すなわち婦人労働者の場合は家事労働に比べると教養娯楽はより低い緊急度をもつような生活様式なのである。



以上のことから、婦人労働者はその生理的の必要にもとづいていつもミニマムの睡眠時間を確保するものではなく、あるせまい巾をもつてではあるが、他の生活時間によつて圧縮される場合が多いことが知られるのである。

(3) 睡眠と疲労

前述した如く婦人の睡眠時間は男子に比べると短いがこの睡眠時間で充分かどうかを問答したところ、次表の如く大部分は充分だと答えているが、Aでは29%、Bでは15%が不十分であるといひ、男子の18%と12%と比べると若干多い。又A工場の婦人に睡眠不足をうつたえるものの多いのは、彼女達の睡眠時間の短いことに對應している。

もともと必要な睡眠時間は若干の個人差を除けば疲労の程度と睡眠の深さによつて決まるものである。もし熟睡出来るとすれば短い時間でよいし、そうでなければより長い睡眠をとらねばならない。睡眠の深さは個人の素質、又住居生活様式、身体の状態等によつて相当違つてくるものであるが、最近の栄養状態は必ずしもよくないし、又前述した如く、住居は過密であるから、条件のよい場合に比べるとより長い睡眠が必要であろう。

又われわれの婦人労働者は年齢が若いから男子に比べるとより長く睡眠をとらねばならぬ筈であるが、かえつて短いところに睡眠不足をうつたえるものの多い一つの原因がある。

又睡眠の長さを決定する要因として労働のあり方も検討せねばなるまい。工場内での労働は男子の方がより重く、又通勤時間も長いから同一の体力であれば疲れがひどい筈である。しかし婦人は体力も低いし又特殊な素質をもつてい

るから相当程度相殺されるであろう。加うるに男子は家に帰れば楽な姿勢で、比較的自由に休息することが出来るが婦人には数多くの家事労働がある。これらを考慮すれば、婦人の労働負担は相対的にも男子に比べて過重であろうと考えてよい。

われわれは全員について疲労の状況をききとつたが、これによると婦人の場合は60~75%が疲れをうつつたえ、男子の50~60%より若干高率であつた。もちろん疲労の問題をこのような主観的調査のみで結論づけることは危険であるが少くとも婦人は、工場労働と通勤では作業量が軽いにもかかわらず家事労働の過重と睡眠時間の過少のため、疲労し易いとみなすことはできよう。

第21表 睡眠は充分か—労働者

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
睡眠充分	61	79	33	17
不 充 分	27	16	9	3
不 明	13	15	7	5
計	101	110	49	25

第22表 疲れるか—労働者

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
つかれない	14	17	15	8
つかれる	75	66	29	14
とてもつかれる	6	19	4	-
不 明	6	8	1	3
計	101	110	49	25

第3節 食事、身仕度について

婦人労働者の食事時間が男子に比べて短いことは前述したが、食事時間の内訳をみると、第23表の如く朝食に比べると、夕食時間は長く、平日と休日と比べると朝、夕食共後の方が長い。すなわち休日にはゆつくり食事をする余裕があるわけである。又休日では三食のうち昼食の時間が最も短い。

洗面、着がえなど狭義の身仕度時間は女子は男子の2倍近く長く、ここに婦人の特質がみられる。又用便、入浴時間も長いが、何れも休日、平日を通じてみられる傾向である。婦人はやはりいつでも身だしなみに注意するものである。

第23表 食事、身仕度の時間

		平 日				休 日			
		婦 人		男 子		婦 人		男 子	
		A	B	A	B	A	B	A	B
食 事	朝食	15分	17分	17分	18分	21分	21分	23分	23分
	昼食	-	-	-	-	18	19	18	18
	夕食	22	20	24	22	23	23	24	25
	計	0	0	0	1	2	1	0.3	0.4
		37	37	41	41	64	64	65	66
身 仕 度	身仕度	30	27	16	21	30	23	21	16
	用 便	14	14	11	17	20	17	17	16
	入 浴	11	9	10	3	32	24	27	15
	計	55	50	37	42	82	65	65	47

婦人の入浴時間は平日11分と9分、男子は10分と3分であるにすぎないが、休日には婦人は30分前後、男子は20分前後をあてている。

なお質問票による1カ月の入浴回数はAでは婦人11.8回男子10.6回、B婦人17.1回、男子22.1回で、B工場の労働者ははるかに多く入浴している。但しこれはBでは工場内に入浴施設があるためである。この入浴回数は通勤時間によつても異なり、遠方から通勤するものの入浴回数は少い。(第24表)

第24表 通勤時間別に入浴回数

		~ 60分	~ 120分	120分~	計
婦 人	A	11.5	12.9	10.9	11.8
	B	18.2	16.3	16.0	17.1
男 子	A	12.7	11.7	9.2	10.6
	B	24.3	23.0	15.5	22.1

第25表 婦人労働者のパーマとセット(3カ月間)

		~20才	~25才	~30才	30才~	計
バ	A	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4
	B	0.4	0.7	0.8	0.8	0.5
マ 計		0.4	0.5	0.5	0.8	0.4
セ	A	0.1	0.2	0.5	1.0	0.4
	B	0.3	0.1	0.3	-	0.3
ト 計		0.3	0.2	0.5	0.7	0.3

次に婦人のパーマとセットの回数をみると第25表の如く、パーマは3カ月平均0.5回、セットは0.8回であり、年齢別では年齢の多いものが回数が多いようである。(年齢の若いものに断髪が多いためかもしれない)。通勤時間別には集計しなかつたが、おそらく通勤時間の長いものは、その回数は幾分少いだろうが、その差は大きなものではない。

しかし男子の場合には、通勤時間の長いものは、はつきりと、理髪回数は少く、1時間未満では3カ月間で5.7回、2時間未満4.6回、2時間以上4.0回となつている。

第4節 家事労働

(1) 家事労働時間の概観

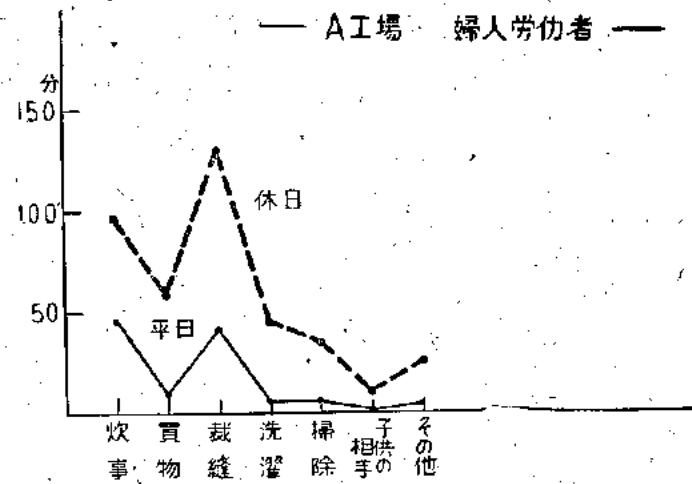
男子労働者が家事労働に従事する時間は非常に少い。平日には20分、休日ではA128分B94分であるが、彼等の家事労働の主なものを買物、掃除、子供の相手であつて、基幹的家事労働の時間は殆んどみられない。

これに対し婦人労働者の家事労働時間については次のような特質が見られる。

平日の家事労働の中心は炊事(後片づけを含む)と裁縫の二つであり、前者は全家事労働時間の約半分を占めている。しかるに休日には、何の家事労働時間も増加するが、時間の多い順位は裁縫、炊事、買物、洗濯、掃除の順である。すなわち平日と休日で家事労働時間の構成に著しい相異がある点が注目される。

次に家事労働時間の分布をみると、平日も休日も相当の廣がりを持つている。平日では殆んど家事労働をしないものから、4時間以上のものまでいるが、このうち2時間以上の合計はAで50%、Bで20%

第5図 家事労働時間の内訳



第26表 家事労働時間—労働者

		平 日				休 日			
		婦 人		男 子		婦 人		男 子	
		A	B	A	B	A	B	A	B
炊事後片づけ	朝	18	17	1	3	30	33	2	4
	昼	-	-	-	-	24	28	4	4
	夕	28	20	2	4	38	37	2	2
	小 計	46	37	3	7	92	98	8	10
買物		10	5	2	0	60	39	18	28
裁縫		42	25	0	2	130	135	1	6
洗濯		4	1	-	-	43	48	10	-
掃除		6	6	2	2	35	38	12	17
家の修理		-	-	1	-	4	-	13	2
まきわり		-	-	0	-	1	1	10	4
授乳		1	-	-	-	-	-	-	-
子供の相手		1	-	8	3	11	12	49	7
その他		4	3	3	3	20	7	6	21
計		114	77	19	17	398	378	128	85

をしめ、又殆んど家事労働をしない30分未満のものがA11%、B16%を占めている。すなわち一部の婦人労働者は一部の男子労働者ほど家事労働をしないわけである。(家事労働の内容は幾分ちがうが) 又休日の場合には30分以下はなくなり、一般に時間が激増し、分布は廣がり、最高は18時間をこ

え、6時間から8時間の層がやや多いが分布状態はピークを示さずむしろプラトーに近い。すなわち休日の家事労働の長さは、各種の要因によつて規定されるため必ずしも明かな傾向が出ず、極度に分散することを示している。だが一部のものは極端に長時間の家事労働を負担しているものであつて、10時間以上というものはAでは16%、Bでは9%8時間以上合計は夫々34%と29%を占めている。

第27表 家事労働時間の分布—労働者

	平 日		休 日		休 日	
	婦 人		男 子		婦 人	
	A	B	A	B	A	B
～30分未満	11	18	13	-	-	-
～60 "	9	30	8	-	1	-
～90 "	15	26	1	-	3	4
～120 "	11	11	1	-	4	1
～150 "	17	9	1	-	2	3
～180 "	13	7	1	-	4	8
～210 "	13	1	-	-	3	5
～240 "	3	2	-	-	5	4
～270 "	3	-	-	-	6	7
～300 "	1	2	-	-	3	3
～330 "	-	-	-	-	4	6
～360 "	-	1	-	-	4	9
～390 "	-	-	-	-	7	7
～420 "	-	-	-	-	10	7
～450 "	-	-	-	-	4	7
～480 "	-	-	-	-	6	5
～540 "	-	-	-	-	6	14
～600 "	-	-	-	-	12	9
～660 "	-	-	-	-	6	6
～720 "	-	-	-	-	5	1
～780 "	-	-	-	-	4	-
～840 "	-	-	-	-	1	3
家事労働を全くしない	5	3	24	1	1	1
計	101	110	49	1	101	110

すなわち比較的良好な条件のものは短時間の家事労働であるが、若干のものは実に驚異的な家事労働に従事しているわけである。われわれは何時間の家事労働が適正であると断定する気持は全くないが、少なくとも勤務日に2時間以上、休日に6時間以上の家事労働は婦人の心身を極度に疲労させるものと考えてよい。とすれば実に婦人の30%ないし50%をこえるものがこれに該当するのである。

次に男子を見ると、平日では大部分が30分未満であるが、休日では相当廣がり、最高は8時間であるが、半数は3時間以下である。又この内容も多くの場合婦人と相当違つていないことはいふまでもない。

次にさきに行つたと同じ方法で、1週間の家事労働時間をみると、次表の如くなるが、A工場では裁縫、炊事が1位、2位で何れも6時間をこえ、この二つで全家事労働の73%をしめている。この二つに比べると、買物、洗濯、掃除の三者は2時間に満たず、これ以外のものは全部を合せても1時間にすぎない。

B工場については1位が炊事、2位が裁縫である他、大体においてA工場と同じである。

但し以上の数値は平均値であるから個々の婦人の家事労働の構成については相当程度のちがいがあ
ることはいうまでもない。又上記のものは満勤した場合の推定値であるから、欠勤を考慮すると、若干
違った様相を示すかもしれないが本質的な相異はあるまい。

第28表 一週間の家事労働時間の内容—婦人労働者

	1 週 間		%		1 日 平 均	
	A	B	A	B	A	B
	分	分	%	%	分	分
炊事、後片づけ	386	320	39.8	37.1	55	46
買 物	102	81	9.2	9.4	16	12
裁 縫	414	301	37.3	34.8	59	43
掃 除	74	65	6.7	7.5	11	9
洗 濯	66	58	5.9	6.5	9	8
そ の 他	69	39	6.2	4.5	10	6
計	1,111	864	100	100	159	123

(2) 炊 事

調査対象の炊事の条件は決して良好ではない。先ず燃料を見ると、炊事時間の少くてすむガスの利用
者率は20~30%、電気は殆んどなく、大部分は木炭又はマキを使用している。このように燃料とし
て最も不経済なものが使用されているのは、戦災と収入不足のためであるが、これが婦人労働者の炊
事時間を増大させている一原因である。

次に飲料水であるが、第30表に示したように若干名は井戸を使用し、又比較的共同使用が多いこと
が判る。すなわち、婦人労働者は炊事、洗濯などについて不便な条件のもとにおかれているわけであ
る。

第29表 労働者の燃料

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
ガ ス	9人	6人	10人	2人
ガス、石炭、マキ、豆炭	-	1	-	-
ガ ス、木 炭	5	1	1	2
ガ ス、木 炭、マ キ	2	1	-	2
ガ ス、マ キ	3	3	4	2
ガ ス、電 氣、木 炭	2	-	-	-
ガス、電気、マキ、木炭	-	-	1	-
ガ ス、電 氣、マ キ	1	-	-	-
ガ ス、煉 炭	-	1	-	-
電 氣	-	-	-	-
電 氣、マ キ	2	-	1	-
電 氣、木 炭	1	1	-	-
電 氣、木 炭、マ キ	-	1	2	1
電 氣、石 炭、木 炭	-	1	-	-
木 炭	13	8	6	2
木 炭、豆 炭	1	-	-	-
マ キ、木 炭	36	38	17	10
木 炭、マ キ、豆 炭	4	-	-	-
マ キ	15	27	5	3
わ ら	-	1	-	-
マ キ、豆 炭	2	1	-	-
木 炭、石 炭、マ キ	2	12	-	-
コ ー ク ス(石 炭)	-	3	-	-
マ キ、石 炭	-	1	-	-
不 明	3	3	2	1
計	101	110	49	25

平日の炊事の状態を見ると、男子で炊事をするものは74名中9名(3回共3人、2回3人、1回3人)
休日10名(3回3人、2回4人、1回3人)ごく少部分にすぎぬことが知られる。これに対し婦人勞
働者の場合には、平日に炊事をしないものはA 56% B 67%、休日にはA 24% B 25%にすぎず、相
当部分の婦人が炊事をやつてることが判る。しかし平、休日を通じ炊事をしないものが約4分の1
を数えることは、注意すべきであつて、このうちの一部は寮生活者、他は、家庭内に他に家事担当者

第30表 労働者の飲料水

		専 用	共 用	貰 い 水	不 明	計
婦 人	水 道	78	34	3	46	161
	井 戸	11	9	3	11	34
	水道、井戸	3	5	-	2	10
	不 明	-	6	-	7	6
	人 計	92	54	6	59	211
男 子	水 道	28	18	-	9	55
	井 戸	5	6	1	2	14
	水道、井戸	-	-	-	1	1
	不 明	2	1	1	-	4
	子 計	35	25	2	12	74

(註) 工場別は示さないが、殆んど同じ傾向である。

がいるものである。炊事の型は平日では朝だけ型、朝夕型が多く、夕だけ型は非常に少い。休日ではいろいろの組合せがあるが、A工場では三食型、Bでは晝夕型が多い。又当然のことであるが他に18才以上の婦人のいない場合には全部の炊事が婦人労働者の肩にかかってくるのである。

第31表 平日に炊事をするか—婦人労働者

	朝	朝 夕	夕	時 々	やらない	不 明	計
A	13	19	3	8	57	1	101
B	18	7	4	-	74	7	110

第32表 休日に炊事をするか—婦人労働者

	朝	晝	夕	朝、晝	晝、夕	朝、夕	三 食	時 々	やらない	不 明	計
A	2	5	9	3	13	4	28	24	24	4	101
B	11	14	10	4	18	5	16	28	28	4	110

(3) 洗 濯

生活時間調査の結果からも、洗濯は主として休日にされることが分るが、ききとりの結果でも「主に休日」というのが144名、「主に平日」3名、「どちらも」60名であつて前者と一致している。

次に洗濯の範囲であるが、自分のものだけというのがAでは43%、Bでは62%を占め、家族全員のものをやるとというのが、A16%、B10%であつて、A工場の婦人が洗濯の負担は大きいけれども

A、B工場の洗濯時間の大きさ (A 66分、B 58分) に対応している。

しかし居別にみると、他に18才以上の婦人のいない場合には家族全員の洗濯をするものが全部を占め、独居者は全部自分のものをやり18才以上の婦人のいる場合に全員のものをやるのは、10%にみたない。すなわち、洗濯の負担は同一家庭内に18才以上の婦人が本人一人だけか、又他ににいるかによつて決定的な影響をうけるのであつて、もし彼女1人であるならば、洗濯労働の負担は全部彼女の肩にかかってくる。

第33表 婦人労働者の洗濯の範囲

		自 分 の ものだけ	家 族 の 分 部 全	そ の 一 部	し な い	不 明	計
	A	43	16	40	1	1	101
	B	68	11	28	-	3	110
A 内 訳	18才以上婦人がいる	32	7	39	1	-	79
	18才以上の婦人がいない	-	9	-	-	1	10
	独 居	10	-	-	-	-	10
	不 明	1	-	1	-	-	2

(4) 裁 縫

さきにのべたようにAの婦人労働者は1週間に414分、Bでは301分の裁縫をし、そのうち休日に40~45%をあててるのであるが、本人の回答によると「主に休日」にするというものは50%、「どちらでも」が45%「主に平日」はわずか3%であつた。すなわち質問回答は生活時間調査結果と一致しているわけである。

次に裁縫の範囲をみると、洗濯と同じような傾向を示し、「自分のものだけ」はA34%、B64%、「家族全員のものを」はA14%、B9%であり、A工場の婦人労働者の方が、裁縫の負担は大きい。又18才以上の婦人の有無別には洗濯の場合と同じく他に婦人がいないと負担は婦人労働者の肩に全部がかかってくる。

第24表 どれだけ裁縫するか—婦人労働者

		自 分 の ものだけ	家 族 の 分 部 全	そ の 一 部	不 明	計
	A	34	14	52	1	101
	B	60	10	40	-	110
A 内 訳	18才以上の婦人あり	27	6	46	-	79
	な し	-	-	8	2	10
	独 居	7	-	2	1	10
	不 明	-	-	2	-	2

第5節 教養娯楽その他の時間

(1) 教 養 娯 楽 時 間

第35表によつて明らかなように、婦人の教養娯楽時間の主なものは、読書、新聞よみ、ラジオ、娯楽の四者であつて、何れも男子に比べると少く、平日に比べると休日にははるかに多い。しかも休日には男子との差が拡大することが注目されるのである。なお、ていしん労働者の場合も大体においてわれわれの労働者と同じような時間構造をもっている。なお再言になるが、この教養娯楽時間のうちには平休息時間に当るものが含まれていることは注意してほしい。

第35表 教養娯楽時間—労働者

	平 日				休 日				平 日	
	婦 人		男 子		婦 人		男 子		全 て い	
	A	B	A	B	A	B	A	B	婦 人	男 子
読 書	20	30	25	34	42	47	71	81	15	30
新 聞 よ み	13	12	19	18	15	16	33	30	10	15
書 も の	4	3	3	2	7	9	11	5	5	10
趣 味	5	-	11	2	12	1	30	-	10	5
ラ ジ オ	14	24	23	35	36	67	81	88	15	25
喫 茶	0	-	1	-	1	-	-	4	-	-
の み や	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-
娯 楽	14	8	13	9	36	35	67	110	5	5
他	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
計	71	78	99	102	150	174	294	319	60	80

人により教養娯楽の時間の長さに非常な相異がある。第36表はそれを示したものであるが、平日7名、休日16名の婦人には全々この時間がなく、平日30分未満が20%前後、1時間未満合計が40%前後、休日では2時間未満が40%前後を占めるが、他方平日でも3時間以上、休日では6時間以上をこれにあてているものもある。すなわち、教養娯楽のために全々又は余りに少い時間しか支出しない婦人がいることが注目される。これに比べると、男子の分布はやや上位にあるが分布の拡がり大きいことは婦人の場合と同じである。

家事労働が多くなれば教養娯楽時間もギセイにされるであろう。それ故この二つの生活時間の相関をみるために第6図をつくつたが、これによると家事労働の多いものは教養、娯楽時間が短い傾向が強いことが知られる。この相関係数は-0.46の逆相関であるが、別に数字で示すと、家事労働の60分未満のものの平均教養娯楽時間は、94分、120分では75分120分以上では40分とはつきりした傾向が出ている。すなわち、家事労働は教養娯楽時間と競合し、後者の大いさを決定する有力な要因である。

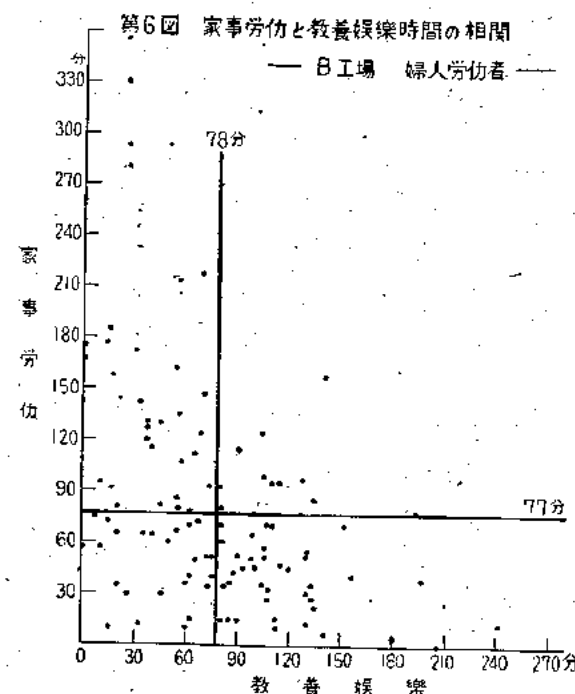
第36表 教養、娯楽時間の分布—労働者

	平 日			休 日		
	婦 人	婦 人	男 子	婦 人	婦 人	男 子
	A	B	A	A	B	A
ナ シ	4	3	-	10	6	2
～30分	22	16	1	6	4	-
～60分	26	22	14	15	7	1
～90分	21	29	10	12	11	3
～120分	10	21	11	11	14	1
～150分	8	12	6	6	8	2
～180分	3	2	2	7	16	4
～210分	5	4	3	5	10	4
～240分	1	-	-	3	6	5
～270分	-	1	-	5	4	2
～300分	1	-	2	2	4	3
～330分	-	-	-	4	2	4
～360分	-	-	-	3	3	-
～390分	-	-	-	-	3	3
～420分	-	-	-	2	5	1
～450分	-	-	-	5	2	3
～480分	-	-	-	1	2	-
～540分	-	-	-	3	-	5
～600分	-	-	-	1	3	3
～660分	-	-	-	-	-	2
660～	-	-	-	-	-	1
計	101	110	49	101	110	49

最後に一週間の教養娯楽時間を推定すると読書はA166分、B227分新聞よみは98分と88分、ラジオは116分と219分、娯楽は61分と75分で、2工場内で若干のちがいはあるが、読書とラジオが最も大きく、この二つで全教養娯楽時間の半分をこえることが判る。これは平均値であるから、前述した如く、殆んどゼロに近いものから、悉く数10時間をあてているものまで存在することであろうが全体として婦人の文化的教養時間は余りにも少いと云つてよい。

(2) 新 聞 と 読 書

前述した如く、婦人労働者は1日平均13～14分を新聞よみに費しているのであるが、これだけでは2頁大の新聞を隅から隅まで読むには充分ではない。われわれは新聞よみの時間分布をみなかつた



労働などの高度の記事はごく一部のものがよんでいるに過ぎない。だが労働者が自覚した労働者とな

第37表 1週間の教養娯楽時間

	1 週 間		%		1 日 平 均	
	A	B	A	B	A	B
読 書	166	227	32.3	35.7	24	32
新 聞 よ み	98	88	16.1	13.8	14	13
ラ ジ オ	116	219	22.6	34.4	17	31
娯 楽	61	75	11.9	11.8	9	11
そ の 他	72	27	14.0	4.3	10	4
計	513	636	100.0	100.0	73	91

るためには、このような記事をよむことが絶対必要なのである。これに対し男子労働者の方は、はるかによく新聞を読んでいる。50%以上の関心を示しているものは社会、政治、娯楽、労働、経済、文化、国際、小説等多岐にわたり、関心度もはるかに高い。これは男子の新聞よみの時間が平日は婦人の1.5倍、休日は2倍であることに対応している。すなわち、婦人労働者はその意識水準ないし文化水準が低いことはおおい難いようである。

第38表 「毎日」新聞を読むか—労働者

	婦 人		男 子		B 婦 人		通 勤 時 間 別		
	学 歴 別		学 歴 別		学 歴 別		学 歴 別		
	A	B	A	B	高 小	中 等	~60分	~20分	120分~
毎 日	82	72	45	22	57	15	28	26	3
時 々	16	33	1	1	32	1	14	14	4
ほとんど読まぬ	1	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	2	5	3	2	5	-	1	4	7
計	101	110	49	25	94	16	43	44	7

なお学歴別にみると、高小以下と旧中等以上では「よむ記事」について若干の相異があり、学歴の高いものは文化的欲求は比較的高いことが知られる。(政治、国際、などについては特に兩者の相異は大きい) だから恐らく学歴の高いものは平均的にみて新聞読みの時間が長いものと推測してよからう。

第39表 どの記事を読むか—労働者

	A 婦 人			B 婦 人			A B 男子
	高小以下	中等以上	計	高小以下	中等以上	計	
政 治	32%	70%	44%	33%	53%	36%	83%
経 済	26	17	23	17	13	16	64
國 際	29	50	36	30	47	32	56
労 働 協 会	23	23	23	23	47	27	70
社 会	79	87	81	71	67	70	95
文 化	52	93	65	50	73	53	67
廣 告	43	63	50	38	40	38	46
娯 楽	66	83	72	61	73	67	76
小 説	54	53	54	37	53	39	52
回 答 者	65	30	95	90	15	105	63
ナ	5	1	6	4	1	5	11
計	70	81	161	94	18	110	74

婦人が雑誌や本をよむ時間はA166分、B227分でB工場の方がかえつて多い。なぜB工場の方が多

いかといえ、Bでは通勤時間が短く、家事労働時間が少く、かつ年齢も若いためであろう。

の比率が高く、上記の傾向を反映しているが、男女の比較では、むしろ婦人の方が「よく読む」ものの比率が高かった。しかし読書時間は明かに男子の方が多いためであるから、この主観的な回答から婦人の方がより多く読むと結論することはできない。むしろわれわれは男子と婦人で「よく読む」という基準が幾分違っているためであろうと思う。又高小卒以下と中等以上と区別すると殆んど相異がないが、これからみて学歴の相異は時間よりもむしろ内容を相異させるものではないかと思う。

第40表 雑誌や本などをどの程度よむか—労働者

		よくよむ	時々よむ	殆んどよまぬ	不明	計
男 子		22	39	4	9	74
婦 人	A	36	51	7	7	101
	B	52	52	2	4	110
	計	88	103	9	11	211
学 歴 別	高 小 以 下	41%	49%	5%	5%	100
	中 等 以 上	45	50	3	3	100

(8) 娯 楽

婦人労働者の娯楽は1週間でわずか61分と75分であり、男子に比べて非常に少ないが、娯楽の実状を質問票の結果からうかがってみよう。

第41表は外出してみる娯楽四種についてここ3ヶ月間における平均回数であるが、これによる婦人労働者は4回前後のものをみており、その大部分は映画で3回をこえ、演劇は半回である。この二つに比べると、スポーツと「寄席」は少く、特に後者はゼロに近い。これを男子労働者に比べると演劇の回数は婦人の方が断然多く、映画も若干その傾向が強い。すなわち、婦人労働者の方が、いわゆる娯物的なものにより関心が強いように見える。このことは婦人の娯楽時間の短いことと矛盾する

第41表 娯楽の平均回数—労働者 3カ月分

		映 画	演 劇(音楽会)	ス ポ ー ツ	よ せ	計
婦 人	A	3.07回	0.40回	0.05回	-	3.52回
	B	3.72	0.55	0.38	0.08	4.73
男 子	A	1.63	0.22	0.37	-	2.22
	B	3.88	0.24	0.12	0.04	4.28

ように見えるが、決して矛盾ではなく、男子にとっては娯楽として他に麻雀、囲碁、将棋などをもっており、これに相当時間をあてているに対し、婦人にとっては映画、演劇をみる事が唯一の娯楽なの

第42表の1 映画、演劇回数の分布—労働者3カ月分

	映 画				演 劇			
	婦 人		男 子		婦 人		男 子	
	A	B	A	B	A	B	A	B
ナ シ	16人	16人	18人	3人	73人	50人	41人	20人
不 明	(0)	(8)	(3)	(0)	(0)	(8)	(3)	(0)
1	18	7	16	2	19	27	6	-
2	17	18	5	4	7	24	1	2
3	15	20	3	4	1	9	1	2
4	8	16	2	4	1	-	-	-
5	13	16	1	3	-	-	-	-
6	6	7	3	2	-	-	-	-
7	5	2	-	-	-	-	-	-
8	-	1	-	1	-	-	-	-
9	-	-	-	1	-	-	-	-
10	1	2	-	-	-	-	-	-
11	-	1	-	-	-	-	-	-
12	-	1	-	-	-	-	-	-
15	1	2	1	1	-	-	-	-
20	1	-	-	-	-	-	-	-
25	-	1	-	-	-	-	-	-
計	101	110	49	25	101	110	49	25

である。

婦人労働者は月平均1回強の映画、演劇をみるが全然行かないものもあれば、週一回は必ず行くというものもある。第42表の1は回数の分布を示したのであるが、演劇は大部分のものは1回もみていないが、映画は見ないのはほんの一部の労働者で、すでに労働者の生活にとって不可欠の生活部分となつていていることを示している。頻度の多いのは3月で2〜3回のものであるが、最高25回というマニアもいる。

最後に層別に映画の回数をみると、先ず疲労の程度別では疲れないもの2.71回、つかれるもの3.63回、「とてもつかれる」もの3.04回で別に一定の傾向はなく、疲れる程度によつて映画回数は余り左右されない事が分る。又通勤時間別にみると、第42表の2の如く通勤時間が長くなるとその回数は減少する傾向は現れないが、婦人の地位別では、他に婦人のいる場合といない場合では決定的差異がみられ、家事労働の負担の多いものはすきな映画にも行けない実状がでている。これはあとで分析する層別の生活時間に対応するものである。又年齢別には若年者の回数が多いが、これは男子の場合も

第42表の2 層別にみた映画回数—8ヵ月分、婦人労働者

1 通勤時間別			2 婦人の地位別			3 年齢別		
	A	B		A	B		A	B
1 時間未満	3.00	3.45	他に婦人がいる	3.00	3.83	20 才未満	3.70	4.12
2 時間 "	3.09	3.57	他に婦人がいない	1.50	1.63	25 才 "	3.54	3.06
2 時間以上	3.07	5.10	独	3.60	3.50	30 才 "	2.21	0.40
						30 才以上	1.82	0.83

同じであつて、A工場の例でいえば、30才未満は2.16回であるに対し、30才以上の男子はわずか0.83回にすぎない。

(4) その他の時間

その他の時間の内容について詳しくのべないが、若干説明を加えると、運動では散歩の方が純然たる運動時間に比べると比較的多いこと、休息では何もしない休息よりも雑談の方がやゝ多いことが分る。しかし後者の区別は記入者の主観的なものであることはいふまでもない。又佛事とあるのは彼岸の墓参であるが、休日の生活時間を若干くわせた事が知られるであろう。

第43表 その他の時間—労働者

		平日				休日			
		婦人		男子		婦人		男子	
		A	B	A	B	A	B	A	B
運	歩	0	2	1	-	1	7	6	21
散	歩	1	1	0	1	4	4	25	20
計		1	3	1	1	5	11	31	41
休	息	17	18	19	13	31	39	59	48
雑	談	21	24	27	21	40	51	56	52
息	計	38	42	46	34	71	90	115	100
佛	事	-	1	3	-	12	18	29	8

第2章 層別にみた生活時間構造の特質

生活時間の構造は労働者の生活の仕方ではちがつてくるものである。この生活の仕方を制約するものとして結婚、年齢、学歴、家庭の中における婦人の地位、通勤時間、職工員、内職の有無等々があげられるが、本章では比較的重要と考えられる前の五者について層別に生活時間の構造の特質を分析してみたいと思う。

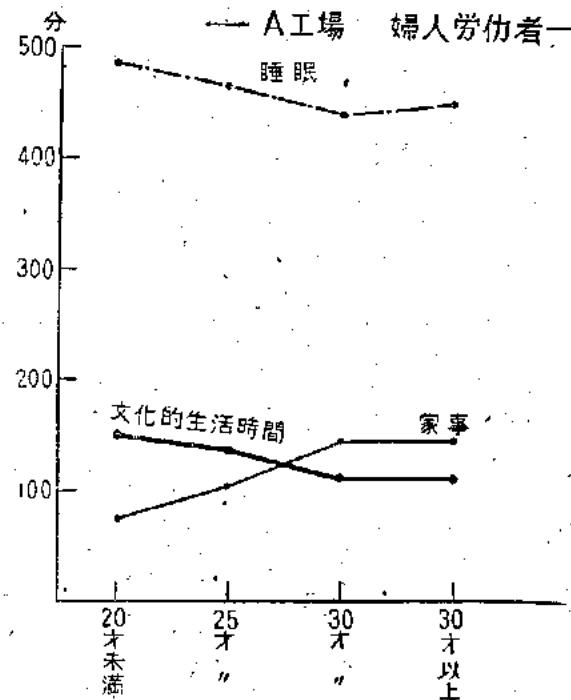
第1節 年齢別の生活時間

年齢別に婦人労働者の生活時間構造の相異なることはいふまでもないが、その実状を分析すると、

A、B両工場を通じて、次のような傾向がみられる(第44表以下)

勤務、通勤時間は年齢別には殆んど変らないが、睡眠時間は明確に25才以上は少い。年齢の高いものは必要な睡眠時間が短くてよいといえるのであろうが、他の生活時間との関連でみると、家事労働の圧迫によつて睡眠時間が短くなつてゐる事は歴然たるものがある。

第7図 年齢別の生活時間



次に家事労働時間をみると、平日では年齢が高まるほど増大し、休日ではさ程確実ではないが、25才以上の方が若干長いようである。ではどんな家事労働が増加するかといえば、平日、休日とし炊事、片付け、裁縫の時間であつて、買物も高齢者に多い傾向がみられる。しかし洗濯、掃除その他は殆んど相異はない。これは第45表によつても明らかであろう。

なぜ家事労働の時間が増加するかといえば、高齢者には他に18才以上の婦人のいない場合が多く、家事労働の負担が圧倒的に婦人労働者自身の肩にかかってくるからである。

第3の特質は、社会的文化的な生活時間が次第に減少する傾向がみられることである。この傾向は平日では確実に現われ、休日では若干動搖的であるが大体において貫徹されている。しか

しその内容をみると、すべてが同じ様に減少するものではない。学校は年齢の若い層にのみみられ、教養、娯楽時間は最も典型的に減少し、交際と休息、雑談時間は浮動して一定の動向を示さない。すなわち、年齢の高いものは教養、娯楽時間を圧縮して家事労働の時間を生み出しているのであるが、それは又年齢の若い層は娯楽、教養に対して強い欲求をもつが、25才をこえると次第にそれが低下する傾向を示すものである。

娯楽、教養時間のうちにも比較的浮動するものと一定の傾向を示すものとの二つがある。著しく減少するものは読書、趣味、ラジオであり、殆んど一定の傾向を示さないのは新聞よみ、書きものであり、娯楽は平日では殆んど変らないが、休日には決定的な相異がある。

以上分析の結果を要約すれば、年齢の高いものは家事労働が増大し、そのため睡眠と娯楽教養の時間が圧縮をうけているのが基本的特徴である。これは又あとで分析する婦人の「家庭内における地位

第44表 年齢別の生活時間—婦人労働者

			A				B			
			～20才	～25才	～30才	30才～	～20才	～25才	～30才	30才～
平	勤	務	507	521	531	517	560	566	590	550
	勤	務	124	116	117	105	70	64	58	63
	勤	務	631	637	648	622	630	630	648	613
	内	職	13	1	11	14	3	-	-	-
	生理的	食事身仕度	88	96	88	98	85	85	89	105
	睡眠	療	483	467	440	451	514	488	491	454
	家	事	75	105	145	145	60	114	107	184
	社会的	運動	3	1	1	-	4	0	-	-
	文化、教	養	81	73	56	48	82	57	48	62
	休息、雑	談	32	73	36	54	44	46	48	18
日	交	際	9	14	12	8	2	1	6	4
	その他		9	1	-	-	-	12	3	-
	小	計	150	134	108	110	147	122	105	84
	合	計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	内	職	-	9	71	25	7	-	-	30
	生理的	食事身仕度	150	141	135	140	132	110	142	110
	睡眠	療	559	545	526	582	573	551	536	529
	家	事	391	393	384	467	354	449	392	490
	社会的	運動	11	1	7	-	15	-	-	-
	文化、教	養	210	172	111	48	189	134	123	83
休	休息、雑	談	62	76	60	88	91	89	57	79
	交	際	48	86	104	58	41	49	140	10
	その他		8	12	33	15	19	52	50	109
	小	計	340	347	315	209	374	330	370	291

第45表 年齢別の家事労働時間—A工場婦人労働者

	平				日			
	～20才	～25才	～30才	30才～	～20才	～25才	～30才	30才～
炊事、片付け	30	42	55	68	72	96	97	110
買物	6	7	15	4	37	71	62	32
裁縫	31	35	60	43	131	120	133	170
洗濯	3	6	4	-	43	44	44	37
掃除	4	6	5	12	43	31	29	47
家の修繕	-	-	-	-	7	2	-	21
授乳	-	-	-	-	-	-	-	-
子供の相手	-	1	2	-	27	9	10	-
その他	1	8	4	18	31	20	9	50
計	75	105	145	146	381	388	384	467

第46表 年齢別の娯楽教養時間—A工場婦人労働者

	平				日			
	～20才	～25才	～30才	30才～	～20才	～25才	～30才	30才～
読書	24	22	18	9	42	62	23	10
新聞よみ	12	13	17	10	16	13	18	18
書きもの	5	4	2	5	6	6	13	3
趣味	16	2	-	-	31	1	21	-
ラジオ	11	20	8	4	54	44	18	17
喫茶、料理屋	1	1	-	-	1	3	-	-
娯楽	12	11	11	20	60	43	18	-
計	81	73	56	48	210	172	111	48

別」にみた生活時間の分析結果と相似するものであり、対象が大体において一致している事を物語る。

第2節 既婚、未婚別の生活時間

さきに年齢別の生活時間構造について分析したが、そこで見られた諸傾向は既婚、未婚別の生活時間構造の対比にも現われている。第47表をみても明かのように、既婚者は未婚者に比べると、睡眠時間は確実に短く、(Aでは休日は少し多いが平日は15分、Bでは平日71分、休日74分も少ない)、家事労働時間が長く、社会的文文化的生活時間が少ない。すなわち既婚者はどうしても家事労働の負担

が重くなるので、その時間が長くなり、その圧迫が社会的文化的な生活時間や睡眠時間の方に加わっていくのである。(年齢の多いものは睡眠時間は幾分少くてもよいのであるが、既婚、未婚の睡眠時間の差が余りにも大きすぎる事は家事労働の過重なことを物語るものである。

家事労働時間で相異の大きいのは、炊事と裁縫であつて、他はさ程大きな違いはない。又社会的文化的な生活時間のうちでは、教養娯楽、休息雑談は明かに既婚者が多く、彼女達の方がより不利な条件にある事を示している。なお詳しくは第47～48表をみてほしい。

第47表 既婚未婚別の生活時間—婦人労働者—

		平日				休日			
		A		B		A		B	
		既 婚	未 婚	既 婚	未 婚	既 婚	未 婚	既 婚	未 婚
収入のため	工場内勤職小計	516	521	536	564	-	-	-	-
	通内勤職小計	139	115	55	69	-	-	-	-
	内勤職小計	21	6	-	2	113	16	-	7
	小計	676	642	591	635	113	16	-	7
生理的再生産のため	睡眠食事度小計	448	463	439	510	553	547	496	570
	食身仕度小計	35	38	47	36	58	63	70	63
	身仕度小計	44	56	66	49	79	78	36	66
	小計	-	-	-	-	-	7	-	1
家事		150	109	216	69	401	398	481	372
社会的文化的な生活時間	運動学校	2	1	-	3	-	5	-	2
	教養娯楽	-	8	-	13	-	-	-	15
	休息雑談	44	70	56	79	81	157	117	189
	交際その他小計	32	38	23	44	69	71	80	89
生活時間	交際その他小計	9	12	-	2	64	81	35	45
	その他小計	-	3	2	-	22	17	125	21
	小計	87	132	81	141	236	331	357	361
	計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

第3節 婦人の地位別の生活時間

その家庭内に他に家事労働を担当する婦人がいるかどうかは、婦人労働者の生活時間に決定的な影響を与えることが予想される。もし他に婦人がいる場合には彼女の炊事その他の家事労働の負担は軽くなりそれだけ睡眠を長くし社会的文化的な生活時間を豊富にするであろうが、もし他に婦人がいない

第48表 既婚、未婚別の家事労働と教養娯楽時間

		平日				休日			
		A		B		A		B	
		既 婚	未 婚	既 婚	未 婚	既 婚	未 婚	既 婚	未 婚
家事労働	炊事	81	42	121	32	112	91	198	93
	洗濯	11	9	7	5	91	54	49	36
	裁縫	44	41	59	24	93	135	156	134
	掃除	-	4	2	1	48	43	38	49
	子供相手	7	6	13	5	32	35	28	39
	他計	5	-	-	1	24	11	8	12
教養娯楽	読書	2	7	14	1	1	29	4	9
	新聞よみ	150	109	216	69	401	398	481	372
	ラジオ	-	22	5	31	7	45	19	48
	娯楽	15	13	15	12	25	14	19	16
	他	12	13	36	24	16	38	49	68
	小計	14	13	-	8	30	36	30	35
計		3	9	-	4	3	24	-	11
計		44	70	58	78	81	157	117	178

第49表 婦人の地位別の生活時間—1平日

		A			B		
		婦人あり	なし	計	あり	なし	計
勤務のため	内職	640分	640分	615分	635分	598分	
	小計	7	17	7	2	-	
生理的再生産のため	睡眠	465	441	458	507	494	
	食事、身仕度	91	89	101	85	96	
	身仕度	-	-	-	-	3	
	小計	556	530	559	592	593	
家事		105	150	130	70	140	
社会的文化的な生活時間	運動学校	10	1	-	17	2	
	教養娯楽	69	56	85	78	74	
	休息雑談	38	38	32	44	31	
	交際	12	8	10	2	1	
	他	3	-	8	-	1	
	小計	132	103	135	141	109	
計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	

第50表 婦人の地位別の生活時間——Ⅱ休日

		A			B	
		婦人あり	なし	寮	なし	あり
勤務のため		分	分	分	分	分
内職		19	93	-	-	8
生理的再生産のため	睡眠	544	539	510	546	567
	食事、身仕度	142	130	149	117	130
	医療	9	-	-	-	-
	小計	695	669	659	663	697
家事		410	383	344	396	376
社会的文化的生活時間	運動、学校	4	-	11	-	29
	娯楽、教養	162	105	146	130	180
	休息、雑談	62	113	99	53	93
	交際	70	48	156	82	40
	その他	18	29	25	116	16
	小計	316	295	437	381	358
計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

場合は殆んどすべての家事労働の負担は彼女の肩にかゝり、他の生活時間は犠牲にされるであろう。われわれはこの関係をさぐるため、家庭における「18才以上の婦人」の有無によつて二つのグループに分け、相互の生活時間を比較したのである。

(A工場ではこの他寮生活者を入れ三つに分けた)

第49表によると、A工場の婦人のない場合は婦人がある場合に比べ平日の家事労働が45分も多く、その為社会的文化的生活時間は30分、睡眠時間は24分短くなつてゐる。又B工場でも同じ傾向がでている。すなわち、われわれの想定は確證されたわけである。

次に休日をみると、Bでは「なし」の方が家事労働が幾分多いが、Aでは逆に少ないという結果がでている。しかし、他に婦人のいない場合には睡眠時間と社会的文化生活時間が少ないことは一貫してゐるし、教養、娯楽時間には特にこの傾向が強く現われている。

次に家事の内容を比較すると、相異の著しいのは炊事の時間であつて、B工場の場合で明らかな如く、両者の家事労働時間の違いの殆んど全部これによつて占められている。又Aの場合をみると、「他に婦人のあるもの」に家事労働の多いのは、裁縫の時間が長かつたためであるから、これを除けばB工場と同じ一般的傾向がでている。なお教養、娯楽時間にどんな影響を與えているかという点、

第51表に示した如く、新聞よみの時間は比較的不変であるが、読書などの時間があきらかに制限されていることが分る。

第51表 婦人の地位別の家事労働と教養、娯楽時間——B工場

		平日		休日	
		婦人あり	なし	あり	なし
		分	分	分	分
家事労働	炊事	33	80	93	141
	洗濯	5	10	38	33
	裁縫	23	36	137	119
	掃除	1	-	48	50
	その他	5	12	39	33
	小計	67	138	355	376
教養娯楽	読書	31	17	49	32
	新聞	12	13	16	16
	ラジオ	23	34	69	48
	娯楽	8	6	35	30

第4節 学歴別の生活時間

学歴別に生活時間の構造を比較するため、旧制中等卒以上と高小卒以下とに分けてみると、第52表のようになる。

第52表 学歴別の生活時間——婦人労働者

		平日				休日			
		A		B		A		B	
		中	高小	中	高小	中	高小	中	高小
勤務のため		分	分	分	分	分	分	分	分
内職		632	637	614	633	34	22	26	6
生理的再生産のため	睡眠	446	466	500	506	519	554	542	568
	食事、身仕度	97	92	85	86	150	138	114	128
	医療	-	1	-	-	6	7	-	1
	小計	543	559	585	592	675	699	656	697
家事		126	110	81	76	401	398	454	373

社会的文化的 生活時間	運動、学校	15	7	-	17	-	6	-	72
	教養、娯楽	57	70	97	76	109	161	168	176
	休息、雑談	40	37	58	42	69	71	75	89
	交際、娯楽	18	10	4	2	144	64	32	45
	その他	-	3	1	-	8	19	29	27
	小計	130	127	160	137	330	321	304	364
	計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
教養、娯楽内訳	読書	21	20	45	29	49	40	62	46
	新聞	15	13	24	11	15	15	20	16
	ラジオ	6	15	20	25	13	43	86	69
	娯楽	8	14	8	8	13	41	-	37

第53表 通勤時間別の生活時間—平日婦人労働者

			A			B		
			～60分	～120分	120分～	～60分	～120分	120分～
平	勤務	勤務	537	506	528	560	566	556
	勤務	勤務	45	99	157	42	78	160
	勤務	勤務	582	605	685	602	644	716
	内職	内職	39	1	4	4	-	-
	生活生産のため	食事、身仕度	91	97	88	90	84	84
日	生活生産のため	睡眠	476	474	445	506	515	452
	家事	家事	108	125	102	90	70	43
	社会的文化的 生活時間	運動	13	-	1	4	2	-
	社会的文化的 生活時間	文化、娯楽	84	69	64	77	78	76
	社会的文化的 生活時間	休息、雑談	45	36	35	46	41	40
	社会的文化的 生活時間	交際、その他	12	15	9	-	3	15
	社会的文化的 生活時間	小計	144	138	116	148	127	145
	計	計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

第54表 通勤時間別の生活時間—休日、婦人労働者

		A			B		
		～60分	～120分	120分～	～60分	～120分	120分～
内職	内職	24	28	24	11	4	-
	睡眠	530	548	535	563	570	560
	食事、身仕度	60	64	64	59	66	75
	娯楽	87	79	76	62	65	69
	小計	700	693	682	686	701	704
家事	家事	408	403	397	389	375	328
運動、学校	運動	6	4	4	12	11	5
	学校	-	-	-	23	9	-
	文化、娯楽	191	145	154	202	160	261
	休息、雑談	70	82	61	89	85	108
	交際、その他	41	76	86	27	68	5
その他	その他	-	9	32	1	26	29
小計	小計	308	316	337	354	359	408
計	計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

第55表
通勤時間別の家事労働時間
—B婦人労働者、平日—

	～60分	～120分	120分～
炊事	43	35	15
洗濯	6	5	4
裁縫	27	24	18
掃除	1	1	3
その他	8	3	3
計	5	2	-
計	80	70	43

これによると、中等卒は家事労働時間が多く、全体的には社会的文化的な生活時間が多く、他方睡眠時間が少ないという結果がでている。しかし社会的文化的な生活時間の内容をみると、一番はつきり相異のあるのは、読書であつて、新聞よみの時間が幾分多い他は何らの法則性をもつたものはみられない。すなわち、学歴の高い婦人労働者は、せいぜい20分前後教養の時間が多いだけで、他の生活時間全体に決定的影響を及ぼすほどのものではない。(中等卒の家事労働時間の多いのは必然的なものと考えられない。

第5節 通勤時間別の生活時間

通勤時間が長くなれば、勤務のために奪われる時間が多くなり他の生活時間を圧縮させ、生活時間構造に決定的影響を與えるであろう。ではそれはどんな形であられるか。

第50表は平日の生活時間を示したものであるが、通勤時間が長くなると、Bでは確実に、Aでは動搖的に家事労働が減少し、社会的文化的な生活時間と睡眠時間も同様に減少する傾向を示している。但し必ずしも直線的でないのは生活時間構造を制約する要因が数多あるためであろうと思う。次に休日を見ると睡眠時間は殆んど相異がないが、遠方から通勤するものの家事労働は若干少く、社会的文化的な生活時間が幾分多くなる傾向がでている。われわれはこの事から、遠方から通勤する婦人は家事労働の負担が軽い人々であろうと推定するが、又そうした婦人でなければ往復2時間以上の通勤にはたえられないであろう。又このため休日には逆に遠距離通勤者の社会的文化的な生活時間が多くなるのである。

次にB工場の家事労働時間の内容を通勤時間別にみると、すべての家事労働が通勤時間の増大に伴って減少することがわかる。なお最後に指摘しておきたいのは、通勤時間の増大は最も明瞭に家事労働時間を減少させるか、他の生活時間に対してはさほどはつきりした傾向を現わさないことである。

第2篇 労働者家庭婦人の生活時間構造について

本篇は第1篇の男女労働者、特に婦人労働者の生活時間構造分析の続篇であつて、労働者家庭婦人の生活時間構造がどんな特質をもっているかを明かにすることを目的としている。

序 節 調査対象について

家庭婦人の生活時間構造分析の前提として先ず調査対象の性格を示す若干の指標についてのべておこう。

1) 年齢と家族構成

調査対象はA工場48名、B工場39名計87名であるが、その年齢分布は第56表の如く、80才未満と、30才以上で半々である。

家族構成は同居人員平均が4.55人で、過半は5人以下であり、一部に8人、9人、10人世帯のものがみられる(第57表)

2) 賃 銀

平均手取賃金はA工場9,167円、B工場12,193円、平均10,528円である。第58表はその分布を示したものである。

3) 住 居

住居の種類は第59表の如く、自宅が最も多く、次が借家、寮、借間、社宅の順である。住居の規模は平均間数は2.0室、畳数は10.1畳であつて、1人当り畳数はA2.5畳、B2.4畳、平均2.4畳である。すなわち、実に倭少な家屋に住んでいるのであつて、さきの男女労働者の平均畳数に比べ一居過密である(労働者の1人当りは婦人A2.4畳B2.6畳、男子A2.5畳、B2.8畳であつた。)

なお、1人当りの畳数の分布を第60表に示しておくが3畳未満の過密状態にあるものが、過半を占めていることは注意を要する。

第56表 主婦の年齢分布

	~25才未満	~30才	~35才	~40才	~45才	~50才	50才~	
A	7	17	11	8	5	-	-	48
B	5	9	3	9	10	2	1	39
計	12	26	14	17	15	2	1	-

第57表 主婦の家族構成

	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	不明	計
人員	9	17	27	14	6	4	3	4	2	1	87

第59表 住居の種類—主婦家族

	自 宅	借 家	借 間	社 宅	寮	アパート	不 明	計
A	19人	10人	6人	2人	10人	1人	—人	48人
B	11	9	5	6	5	2	1	39
計	30	19	11	8	15	3	1	87

第58表 手取賃銀—主婦家族

	A	B	計
3,000円未満	—人	1人	1人
～6,000	1	—	1
～7,000	5	—	5
～8,000	8	1	9
～9,000	7	6	13
～10,000	8	4	12
～11,000	9	2	11
～12,000	5	4	9
～13,000	3	5	8
～14,000	—	3	3
～15,000	—	4	4
15,000—	1	7	8
記入なし	1	2	3
計	48	39	87

第60表 1人当り畳数—主婦家族

	A	B	計
1畳未満	1人	2人	3人
2 "	15	12	27
3 "	14	11	25
4 "	8	9	17
5 "	4	2	6
6 "	3	1	4
7 "	—	1	1
不明	3	1	4
平均	2.5	2.4	2.4

飲料水は第61表の如く、水道が多いが、井戸のものも16%あり、又共同と専用では約30%が共用である。すなわち、炊事、洗濯にとつて非常に不便な条件にあるものが少くとも30%余り見出される。

次に燃料を見ると、労働者の場合と同じくガス、電気を利用するものは少く、過半は専ら木炭とマ

第61表 飲料水

	専 用	共 同	貰も水	計
水 道	39	24	—2	65
井 戸	9	2	—	11
井戸水道	—	2	—	2
不 明	—	—	—	0
計	—	—	—	87

第62表 燃料の種類—主婦

	A	B	計
ガ ス	4	4	8
ガス、電気、木炭	2	—	2
ガ ス、木 炭	6	1	7
ガス、木炭、マキ	3	6	9
電気、木炭、マキ	2	3	5
電 氣、木 炭	—	1	1
石炭、木炭、マキ	—	1	1
木 炭	—	4	4
木 炭、マ キ	25	16	41
木 炭、その 他	—	1	1
マ キ、シ バ	6	1	7
そ の 他	—	1	1
計	48	39	87

キに依存し、ガス、電気を利用するものもその一部として時間的にも不経済な燃料をあてゐる。

すなわち、住居、燃料については家事労働時間が多からざるをえないような悪条件のものが非常に多い。

第1章 家庭婦人の生活時間構造の特質

第1節 生活時間の一般構造

(1) 総合的にみた生活時間の特質 (P28頁参照サレ度ク)

家庭婦人の生活時間内容は男子労働者はいうまでもなく、婦人労働者とも根本的に相異している。要点を示すと次のようである。(第63表、第8図参照)

2) 収入をうるための生活時間は非常に少く平日34分、休日20分であつて、労働者に比べるとゼロに近い(この内訳は8分の2が如仕事、8分の1が純粹の内職である)

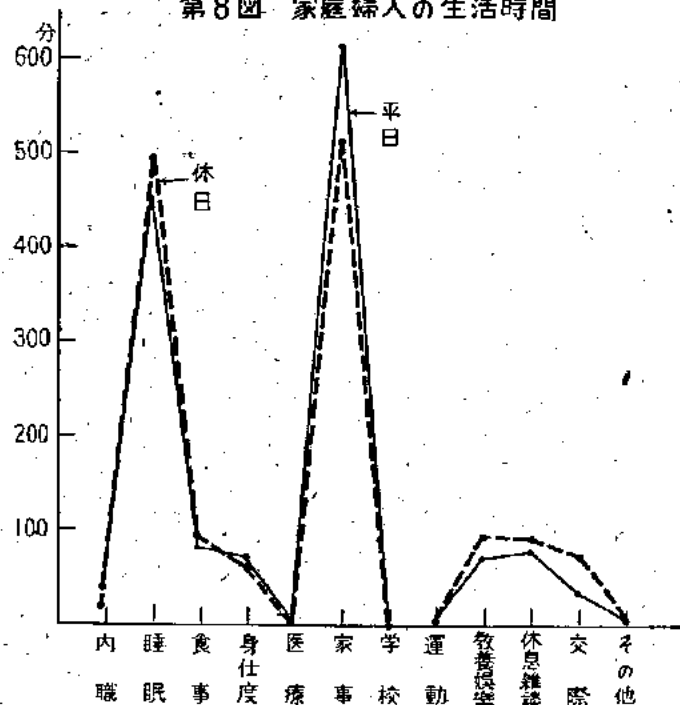
(註) 収入のための生活時間の内容は次の通りである。

	平日	休日
如 仕 事	22分	15分
内 職	12	5
計	34	20

第63表 家庭婦人の生活時間

		時 間		%		てい信労働者の 主婦、平日
		平 日	休 日	平 日	休 日	
内 職		34分	20分	24%	14%	10分
生 活 的 再 生 産 的	食 事	453	495	31.4	34.4	420
	睡 眠	83	88	5.8	6.1	100
	身 体 的 活 動	69	62	4.8	4.3	60
	小 計	1	3	0.1	0.2	—
	計	606	648	42.1	45.0	580
家 事		616	514	42.8	35.7	635
社 会 的 文 化 的 生 活 時 間	学 校 教 育	1	—	0.1	—	—
	学 校 外 教 育	2	5	0.2	0.3	5
	文 化 的 活 動	68	90	4.7	6.2	100
	交 際	77	90	5.3	6.3	65
	交 際 小 計	32	73	2.2	5.1	25
	計	3	7	0.3	—	20
計		1,440	1,440	100	100	1,440

第8図 家庭婦人の生活時間



3) 生理的再生産のための時間は平日 606 分、休日 648 分で、男女労働者に比べると幾分多いが、多いのは食事と身仕度にすぎず、睡眠の方は若干短い。主婦の睡眠時間は、平日では婦人労働者より 11 分～53 分、男子より 22 分～59 分少く、休日では婦人より 51 分～71 分、男子より 66 分～96 分も少い。すなわち家庭婦人はずつと短い睡眠しかとっていないが、あとで詳しくのべるように、主として家事労働の負担にもとづくものである。

次に食事、身仕度時間の多いのは、労働者はその一部が工場内生活時間のうちに含まれるに対し、家庭婦人では全部が夫々の項目に合算されたこと——それが主な理由——並びに家事労働は拘束された労働でないため労働者よりも多少ゆつくりできることによる。

4) 家事労働は平日 616 分、休日 514 分をあて婦人労働者より数倍多い時間を支出しているが、平日のこの時間は男女労働者の工場内生活時間をこえるものであり、婦人労働者の勤務のための全時間に近い。今収入のための時間に家事労働を加えたものを比較すると次のようになる。

	家庭婦人	婦人		男子	
		A	B	A	B
平日	650分	763分	709分	702分	696分
休日	534	414	385	156	143

これによると平日の家庭婦人の労働時間は労働者に比べると 50 分～110 分少いが、休日では逆に家庭婦人の方が多く、その差は、男子とは約 400 分、婦人労働者とは 120～150 分に達する。あとでもふれるが、1 週間分を合計すれば、男子労働者と殆んど変らず、婦人労働者より幾分少い程度にな

る。(なお後述のところを参照)

5) 社会的文化的生活時間は平日 183 分、休日 258 分であつて、労働者に比べると、平日は若干多いが、休日は逆に少く、特に男子労働者に比べるとはるかに少い。すなわち、勤務する人々は平日切下げられたものを休日でもとり返すのであるが、家庭婦人の社会的文化的生活時間はその生活様式の特異性にもとずき弾力性に乏しく——家事労働の存在による——休日、平日の時間は相似しているのである。

又注意すべきは、このうちには休息に類する時間が含まれるから、家庭婦人の生活内容が労働者より文化的だと考えるのは早計である。

6) 学校、運動の時間は非常に少く問題とするに足りず、教養娯楽、休息雑談、交際の三者が社会的文化的生活時間の中心を占めている。

教養娯楽時間は、平日 68 分、休日 90 分であるが、平日のものは男女労働者より幾分少く、休日では婦人労働者の 60%、男子労働者の 3 分の 1 にすぎないものである。

休息、雑談時間は平日 77 分であつて労働者より多いが、これは決して家庭婦人の方が休息の自由が大きいことにはならない。又休日は 90 分であり、婦人労働者より多いが、男子労働者に比べると若干少い。

交際時間は平日 32 分、休日 73 分であるが、男女労働者のそれに比べると休息、雑談についてみられたものと同じ傾向が指摘できる。

7) 次にてい信労働者の家庭婦人のものと比べると、こちらの主婦は家事労働時間、食事、教養娯楽の時間が少く、内職、睡眠、休息、雑談、交際時間が多い。これらの差は、主としててい信労働者の主婦はやや文化的水準が高いこと、勤務時間が長く、かつ遠距離通勤が多いため、主婦の家事労働の、負担が増加し、休息、睡眠時間が押し下げられる傾向の強いことを示している。

(2) 平日、休日の生活時間の比較

次に平日、休日の生活時間を比較すると労働者の場合とちがつて、本質的に相異なることはないが若干の変化がみられる。

平日に比べると休日では、睡眠時間が長く、食事、身仕度の時間は殆んど変化なく、家事労働の時間が短くなり、教養娯楽、休息雑談、交際時間が若干ふえ、内職の時間が幾分へる。すなわちこれらの変化は、主人の勤務がないために家事労働の負担が幾分へり、生理的再生産のために、より充分な時間を支出出来ること、ならびに主人の在宅に適合した生活様式をとること等のために生じたものである。

しかしながら、いかに休日とはいえ、主婦の双肩には家事労働の負担が厳在するのであるから、生活時間構造における変化は余りみられないのである。

(3) 金、土両日における生活時間

金、土両日で家庭婦人の生活時間には若干の相異がみられる。土は睡眠、内職の時間が少く、交際

の時間が幾分多い。おそらく、土曜日は翌日の休みであることを考え、おそ寝をするために生じたもの

第 64 表
金、土の生活時間——家庭婦人

			金	土
内 職			30分	24分
生た 理的 再生 産の	睡	眠	454	440
	食	事	79	87
	身	仕	65	65
	醫	療	5	5
	小	計	603	587
家 事			622	621
社 会 的 文 化 的 生 活 時 間	学	校	1	0
	運	動	3	2
	教	養、娛	70	71
	休	息、雑	84	87
	交	際	25	37
	そ	の 他	1	1
小 計			184	188
計			1,440	1,440

のと思はれるが、労働者の場合に比べると、金土両日の生活時間構造には変化らしいものに乏しいことが家庭婦人の生活時間の特質であろう。

(4) 1 週間における生活時間

さきに試みたと同じ方法によつて、1 週間の生活時間を推定すると次表の如くなる。これによると家事労働に全生活時間の 42% が生理的再生産のために同じく 42% を、文化的社会的生活に 14%、内職に 2% があてられている。

これを婦人労働者に比べると、睡眠が短く、食事が長く、内職が多く、交際と休息は多いが、教養娯楽時間は少く、家事労働は実に 448~484 分も多い。すなわち総体としてさきに指摘した諸々の傾向が、こゝに集約して現れているのである。

第 65 表 1 週間の生活時間——家庭婦人

			全 週	1 日当り	%	婦人労働者 1 日に対し A	B	男子労働者 A に対し
内 職			194分	28分	1.9%	+ 19分	+ 25分	+ 23分
生た 理的 再生 産の	睡	眠	3,205	458	31.8	- 19	- 57	- 30
	食	事	570	81	5.7	+ 40	+ 40	+ 36
	身	仕	452	65	4.5	+ 7	+ 13	+ 22
	醫	療	33	5	0.3	+ 5	+ 4	+ 4
	小	計	4,260	609	42.2	+ 34	0	+ 31
家 事			4,246	607	42.1	+ 448	+ 484	+ 573
社 会 的 文 化 的 生 活 時 間	学	校	5	1	0.1	- 5	- 8	- 14
	運	動	22	3	0.2	+ 2	- 1	- 2
	教	養、娛	511	73	5.1	0	- 18	- 53
	休	息、雑	597	85	5.9	+ 42	+ 34	+ 31
	交	際	235	34	2.3	+ 17	+ 27	0
	そ	の 他	6	1	0.1	- 6	- 3	- 6
小 計			1,378	187	13.7	+ 50	+ 31	- 44
計			10,080	1,440	100.0			

今これを要約すると、主婦の家事労働の負担は睡眠を圧迫し、教養娯楽の時間を少くさせているのである。最後に労働のための時間を加算すると、次の如くなるが（収入のための時間と家事労働を加えたもの）家庭婦人は実働であり、労働者の場合は休息その他の時間が含まれているから労働の時間的負担は家庭婦人の方が大きいと考えてよい。

この事実は明記せねばならぬ。

家庭婦人	A 婦人	B	A 男子
635 分	717 分	666 分	623 分

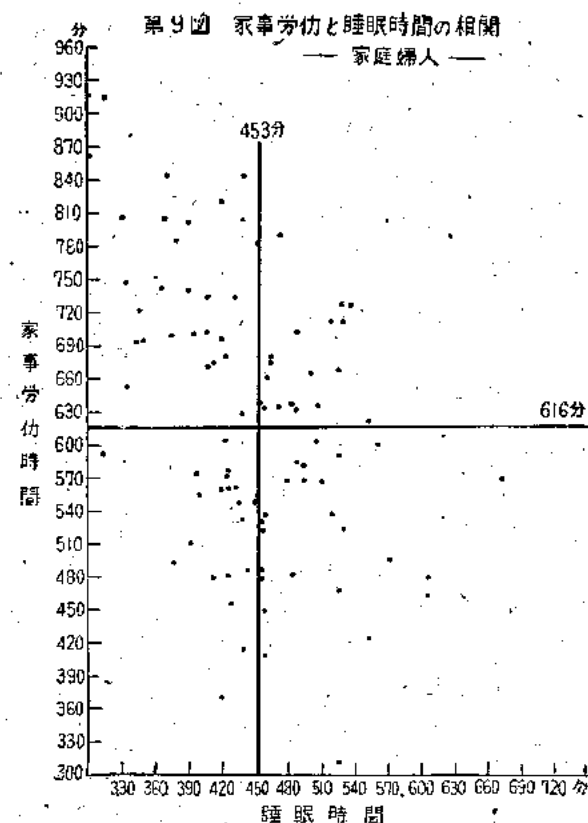
第 2 節 睡 眠 時 間

家庭婦人の睡眠時間は平日 453 分、休日 495 分で、男女労働者に比べて少いことは前述したが、次に分布を見ると平日では 7~8 時間、休日では 7~9 時間の層が多いが、分散が余りにも甚しく、平日で 5 時間未満のものもあるし、7 時間未満のものは平日で 30%、休日で 18% に達し、いわずにミニムムの 8 時間未満のものは実に平日 70%、休日 43% に達するのである。

次に家事労働との関係を見るに、逆相関が明かにみられ、相関係数は -0.48 であつて、図示すれば第 9 図のようになる。なおこの相関が婦人労働者以上に明確であることは注意されねばならないが

第 66 表
睡眠時間の分布——家庭婦人

	平 日	休 日
~300分	1人	1人
~330	2	-
~360	7	6
~390	5	7
~420	11	3
~450	19	13
~480	16	8
~510	10	12
~540	9	9
~570	3	10
~600	1	8
~630	2	6
~660	1	4
~690	-	1
計	87	87



これは家庭婦人の場合は家事労働が大きい比重を占めているためである。

このように家事労働の圧迫によつて、睡眠時間は少いために、いくら熟睡しようが睡眠不足のものが多くなるのは当然である。われわれは質問によつて睡眠が充分かどうかをたずねたのであるがこれに対し、「充分だ」と「不十分だ」が相半ばし、労働者の場合よりも睡眠の不足をうつつたえるものが非常に多かつたのである。又当然のことであるが、同一家庭内に婦人のいない場合に、睡眠不足を訴えるものの比率は高かつたし、又年齢別には 30 才未満に不足のものが多かつた。すなわち家事労働の負担と睡眠不足とは密接不可分の相関にあることがわかる。

睡眠は充分か——主婦

	計	30才未満	30才以上	他に婦人あり	婦人なし
充 分	78人	20人	16人	13人	23人
不 充 分	78	25	11	7	29

疲労するか——主婦

	計	30才未満	30才以上	内職あり	内職なし
とても疲れる	5人	1人	4人	1人	5人
疲 れ る	52	20	32	5	47
つかれない	27	11	16	3	24

次に主観的疲労との関係をみると、つかれるものが 66% を占めるが、これは婦人 A の 80%、B の 77% より低く、男子の 68% よりやや多い。すなわち、家庭の主婦は睡眠が著しく不足しているにもかかわらず、主観的疲労という点では婦人労働者に比べるとやや軽いといえる。だがこの回答から、疲労度の正確な比較を行うことはできないであろう。

しかしわれわれの強調せねばならぬことは 66% がつかれをうつつたえることである。これは全部が睡眠不足にもとづくものでなく、栄養不良や家事労働の過長なども重大な関係があるであろう。しかしそのうち最大のものはおそらくこの睡眠時間の不足であろうと思われる。

第 3 節 食事、身仕度の時間

食事時間は平日 81 分、休日 87 分で休日の方が若干長い。三食夫々の時間では夕食が最も長く、朝、昼食の順である。この食事時間を婦人労働者に比べると平日では朝 7~9 分、夜 12~14 分、休日では朝 8 分、昼 5 分、夜 11 分も長く、比率では 30% に近いが、主婦がゆつくり食事をするといふ解釈するのは間違いであつて、むしろ夫や子供の世話をやきながら食事をするため已むなく時間が永びくからであろう。

身仕度時間の内容は第 67 表に示したが一般に、家庭婦人の身仕度時間は婦人労働者に比べると幾分少いようである。休日では 62 分で婦人労働者より 3 分~20 分も少いし、平日では工場内の時間を除いてもわずか 19~14 分多いだけだから実際は主婦の方が少いとみなさねばならない。

第 67 表 食事、身仕度時間

		平 日	休 日			平 日	休 日
食 事	朝 食	24分	29分	身 仕 度	身 仕 度	23分	25分
	昼 食	23	24		用 便	24	21
	夕 食	34	34		入 浴	20	16
	間 食	1	1		そ の 他	2	-
	計	82	88		計	69	62

入浴方法は 87 名中、銭湯 71 名、自宅 5、貰湯 5、自宅と銭湯 3、記入なし 3 名で、銭湯利用者が圧倒的であるが、彼女等は月平均 10.9 回入浴している。この回数は男女労働者に比べると若干少いが——B工場の労働者には入浴施設があるから主婦との回数差は甚しくなる——

月 11 回であるから先ず平均値とすればミニマムを短保しているといえよう。しかし人により大差があるのであつて 5 回未満 5、10 回未満 22、15 回未満 30、20 回未満 19、25 回未満 5、30 回未満 2 名で、殆んど毎日入浴するものと、1 月に 5 回も入らないものまでの開きがある。だから 3 日に 1 回を確保していない婦人は全体の 31% を占めているのだ。なお工場別では B 工場の方が若干多くフロの設備をもつ家庭とない家庭とに分けると、前者が 11.2 回、後者が 10.8 回でごくわずかであるが設備をもつものが多い。

パーマとセットについてみると、次表の如く、平均回数はパーマ 0.58 回、セット 0.88 回（但し 3 ヶ月）であつて、婦人労働者に比べると幾分少い。結婚前の娘が多い婦人労働者の場合には、身だしなみ、化粧が重視されるのが、家庭の主婦ではさ程でもないことがうかがわれる。

第 4 節 家事労働について

(1) 家事労働時間の概観

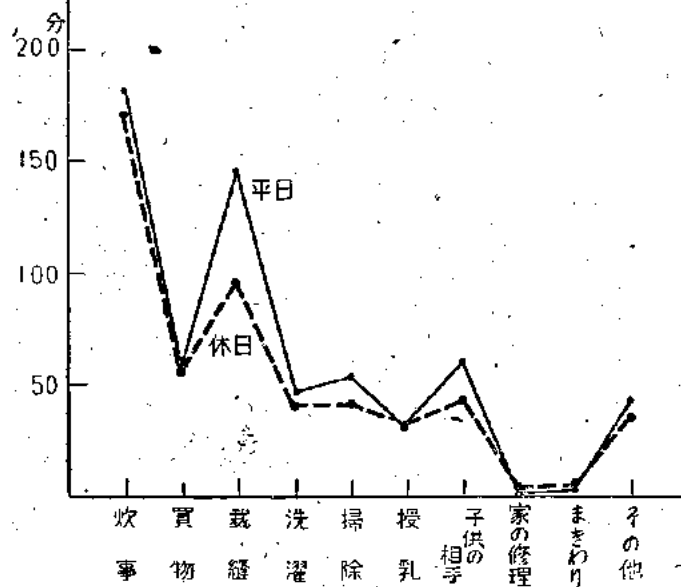
主婦の家事労働時間のうち最も多いのは、炊事並に後片づけの時間であつて、平日休日を通じて家事労働全体の 30% を占めている。次は裁縫であつて 20% 前後、三位以下は買物、洗濯、掃除、子供の相手の 4 つが夫々 40~60 分すなわち 9% 前後を占め、授乳を除くとその他の労働は殆んどいうに足りない時間である。すなわち、主婦の家事労働のうち以上の 7 つが圧倒的部分を占める。

これを平日と休日に比べると、労働者の場合と異つてその構成には余り変化なく、炊事、買物、洗濯、授乳など必需性の高い生活項目は殆んど同じ時間があてられ、変化のややみるべきものは、裁縫と掃除であり、特に裁縫は平日の 146 分が休日 97 分と約 50 分もちがいがあつた。すなわち休日の家

第 68 表 家庭婦人の家事労働時間

	時 間		%	
	平 日	休 日	平 日	休 日
炊 事	181分	169分	29.4%	32.8%
買 物	58	56	9.4	10.9
裁 縫	146	97	23.7	18.8
洗 濯	46	41	7.5	8.0
掃 除	53	40	8.6	7.8
家の修理	-	2	-	0.4
まきわり	2	3	0.3	0.6
授 乳	31	30	5.0	5.8
子供の相手	59	42	9.6	8.2
そ の 他	41	35	6.6	6.8
計	616	514	100.0	100.0

第10図 家庭婦人の家事労働時間



事労働は平日のより約100分少いがそのうちの半分は裁縫なのである。このことは、家族が生活するためにはある最低限度の家事労働が日々必要とされ、家事労働そのものに弾力性の乏しいことを物語るものであるが、單にそれだけでなく、休日でも夫が家事労働を手傳わす、全体の労働が妻の負担になつてゐることを示すものである。

このことを質問調査による夫の家事労働に対する手傳、協力の度合いのうちにも示されている。次

表に明かなように、夫がよくやるのはふとんの上げ下げと子守の二つであつて、生活時間調査ではこの外、家の修理と、まきわりなどが之に加わるわけである。しかしまきわりにしても家庭婦人の時間が案外多いことは注意せねばならない。(第1篇、第2章、第4節参照)。

第 69 表 夫の家事の手傳の程度

	ふ と ん	食 片 づ け	洗 濯	炊 事	子 守
時 々	53人	36人	15人	23人	43人
い つ で も	15	-	-	-	12
ち つ と も	11	28	42	37	7
計	79	74	57	60	62

又家事労働は金、土で殆んど変化がない。詳細は示さないが、家事労働の全体は金622分、土621分であるから、その内容も殆んど相異がないものと考えてよい。

最後に1週間の家事労働時間を計算すると、第70表の如くなるが、婦人労働者に比べると、1日平均で460分多く、そのうち相異の著しいのは炊事と「その他」の時間であつて(このうちには授乳子供の相手が主なものである)。第三位は裁縫である。すなわち婦人労働者の家事労働はある程度家庭婦人と相似してはいるが、根本的には全くちがつた性質のものであることが知られるであろう。

第 70 表 一週間の家事労働時間——家庭婦人

	1 週 間	1 日 平 均	%	婦人労働者との対比
炊 事	1,255分	179分	29.7%	+129分
買 物	404	58	9.7	+ 44
裁 縫	973	139	23.1	+ 88
洗 濯	317	45	7.4	+ 36
掃 除	358	51	8.4	+ 41
家の修理	2	-	-	
まきわり	15	2	0.3	
授 乳	216	31	5.2	+122
子供の相手	396	57	9.5	
そ の 他	281	40	6.7	
計	4217	601	100.0	+460

(2) 炊事、洗濯、裁縫について

炊事はほとんど主婦の肩にかゝつてゐることはさきの叙述でも明かであるが、その時間の内訳をみると、平、休日とも夕食の準備と片付けが最も長く、80分前後、朝食が次位で約1時間、昼食は一

番少く 30 分である。これは婦人労働者の休日の時間と同じ傾向である。

	平日	休日
朝	63分	60分
昼	35	36
夕	83	73
計	181	169

しかしすべての家庭婦人はあらゆる場合 8 食全部の炊事を引うけているのではない。87 名のうち、平日では 7 名が 2 食だけを、休日では 2 食 3 名、1 食 1 名、全々しないもの 2 名であつて、ごく一部ではあるが、家庭婦人以外のものが炊事をやる場合がある。もちろん 2 食以下の炊事をする場合には家庭内に 18 才以上の婦人のいることが多いが、それがいなくとも、ごく少数は食だけの場合がみられる。

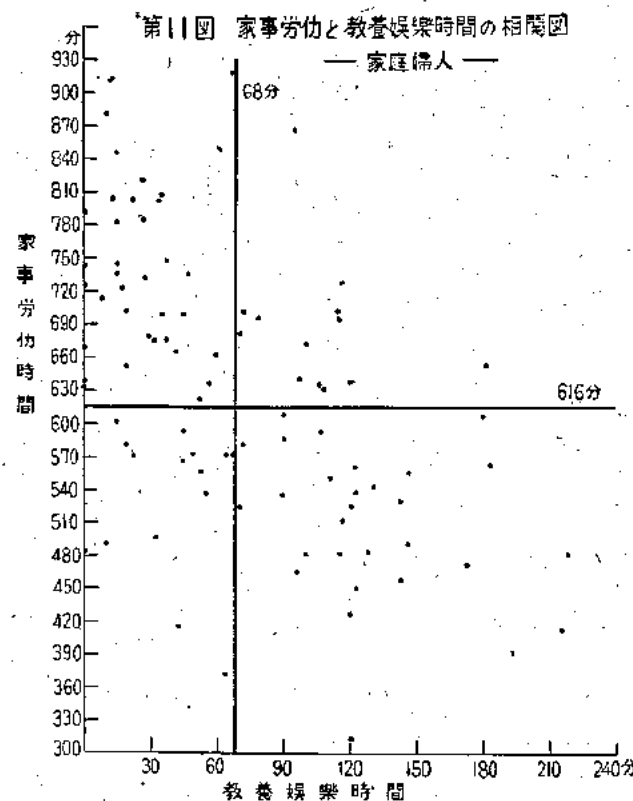
次に洗濯をみると、婦人労働者とちがつて主に休日というものは全々なく、主に平日が 11 名、どちらも 72 名で、平、休日の考慮なく行うのが通常の型である。又洗濯の範囲をみると、全体とすれば家族全員のものをやるというのが圧倒的であるが、他に 18 才以上の婦人がいる場合には、その 8 分の 1 が家族の一部の洗濯を負担しているにすぎない。すなわち一家のうち女手のない場合は主婦

第 71 表 洗濯と裁縫の範囲

	洗濯の範囲				裁縫の範囲			
	計	全部する	一部を	不明	全部する	全部仕立	一部仕立	不明
18 才以上の婦人あり	23人	16人	7人	-	16人	-	3人	2人
" " なし	64	56	3	5	46	1	16	3
計	87	72	10	5	62	1	19	5

の洗濯の負担はふえるのである。なお洗濯の回数をみると、週 7 回というものが最も多く、平均日数は 6.3 回であつた。

裁縫時間は炊事に次いで多いが、この時間は合理化によつて最も切下げ易いものである。



ミシンがあれば手早く仕事を片附けることができるし、収入が多ければ外部へ注文することができ又ボロのつぎ当てをする必要も少くならう。しかし 1 週間に 16 時間をこれにあてているのが労働者家庭婦人の特色なのである。今どの程度自分で裁縫するかをみると、一部を外注するのは 19 名で約 5 分の 1 を占め、全部仕立屋へ出すというのはわずか 1 名にすぎず、残り 62 名は全部自分がやつている。

なお他に婦人のいない場合に外注する傾向がつよいようであるが、これは収入の充分なためでなくむしろ手がまわりかねて已むなく外注するものと解釈すべきであろう。

又裁縫は平日の時間が多いが、質問の結果でも、主に休日にするというものは少く (2 名) 主に平日 (15 名) 又はどちらも (63 名) というものが多く生活時間調査と一致している。

第 5 節 社会的文化的生活時間

(1) 教養娯楽時間

前述した如く家庭婦人の教養娯楽時間は全体として非常に少いが、その内容にも男女労働者のちがつた特色がみられる。

第 1 は読書の時間が少いこと、しかも平日に比べると休日に少いことである (しかし婦人労働者の場合は逆であつて、休日の方が多かつた) 何故少いかといえは雑多で分断されしかも長い家事労働のため、又子供の妨害のため読書する気分も余裕もないためであろうが、夫がいる休日にはそれさえ圧縮されるのが実状なのである。

第 2 の新聞よみの時間は反対に長く、多少ゆつくりよめる時間的余裕があることを示しているが、実際には家事労働のあいまを見て休息をかねて読むだけの話である。

次に娯楽は平日には殆んどなく、休日に若干見出されるが、婦人労働者に比べるとはるかに少く、娯楽をたのしむ時間的余裕の乏しいことを示している。

ラヂオを聞く時間は婦人労働者と殆んど同じであるが、休日の時間が多いのはおそらく一家だんらんの時間であろうと思われる。又趣味の時間は全くなく、書きもの時間が若干みられるのも家庭婦人の特色の一つであろう。

以上は平均値についてみられる一般的傾向であるが、次に平日の時間的分布をみると、全然なしが 8 名、30 分未満 15、60 分未満 20、90 分未満 10、120 分未満 5、150 分未満 13、180 分未満 2、210 分未満 2、240 分未満 2 でナシ又は 60 分未満が 50% を占めているが、こういう主婦のいることを留意せねばならぬのである。

最後に家事労働と教養娯楽時間との相関をみると、相関係数は -0.53 で婦人労働者の場合よりも明確な関係がでている (第 11 図参照)

これは婦人労働者の場合に比べ家事労働の比重が大きく、それだけ他の生活時間、特に教養娯楽時間に対し決定的影響を與えているわけである。すなわち、主婦の教養、娯楽時間を増加させるために

は、家事労働を合理化、社会化し、その時間を短くする以外に方法がないのである。(結論を参照)

第 72 表 家庭婦人の教養娯楽時間

	平 日	休 日	一 週 間 計	1 日 平 均	婦人労働者との 比較 (1 日分)
読 書	16分	8分	104分	16分	-12分
新 聞 よ み	21	17	143	20	+ 7
書 き も の	5	6	36	5	
趣 味	-	-	-	-	
娯 楽	1	17	23	3	- 7
ラ ジ オ	24	33	177	25	+ 1
喫茶、飲食店	-	9	9	1	
計	67	90	482	70	-12

(2) 新聞と読書

新聞をよむ時間は労働者に比べるとやや多いが、といつてすべての家庭婦人が毎日規則的によむわけではない。87名のうち毎日よむというものは 71 名であつて、時々よむというものが 14 名もしている。では彼女達はどんな記事に関心をもっているであろうか。

関心の度合いの高いものをあげると、社会 (94%) 娯楽 (64%) 小説 (58%) 政治 (52%) 文化 (50%) 広告 (48%) 経済 (47%) 国際 (34%) 労働 (27%) の順であつて、婦人労働者に比べるとはるかに関心は高く、男子よりは一般的に低いようである。しかし社会、娯楽への関心が特に高いのは家庭婦人の特質を示しているようである。

次に読書の時間を労働者に比べると非常に少く、1 週間でわずか 2 時間にみたないが、「よくよむ」というものはわずか 15 名で「時々よむ」というものが 54 名「よまない」というのが 12 名もいる。これを婦人労働者の場合と比べると、読書しないもの、又わずかしかよまないものが非常に多いことが分る。家庭婦人の教養程度が低いわけではない。たゞ彼女達は家事労働に 1 日追いまくられ、ゆつくりと読書のできる気分にひたることもできず、又その時間的余裕が少いためである。かくて彼女達の文化的水準は低下し、夫たる男子労働者との開きは拡大する。そして彼女達は子供を知的に教育する能力をも次第に喪失して行くものもある。だが子供が眞当によく教育されるためには、家庭での教育が大切であり、その主たる教育者は主婦なのである。

(3) 娯 楽

主婦の娯楽は貧弱である。時間的に現れたものはさきに分析したが、その内容を質問票によつてうかがうと、映画は 3 ヶ月間の平均 1.2 回、演劇 0.07 回、スポーツ 0.01 回で婦人労働者の 3 分の 1 程度の回数しか娯楽を享受していない。すなわち、家庭婦人は家事と育児に忙殺され、心を楽しむ娯楽的文化にひたることさえできず、わずかに子供の成長のうちに楽しみを見出して生活しているので

ある。

(註) 映画の回数は 1 回 13、2 回 12、3 回 5、4 回 2、5 回 3、6 回 1、なし 19 名である。ゼロがこのように多いことに注意せよ、又この回数は成年男子の映画回数と大差のないものである。

(4) その他の時間

その他の時間で特色のある点を示すと次のようである。

- 1) 運動の全部は散歩であるが、その時間は、わずかに平日 2 分、休日 5 分にすぎぬ。
- 2) 交際時間は大部分は交際、應接の時間であり、集會時間はごく一部で社会的活動は少い。
- 3) 休息、雑談時間は比較的多いが、このうち大部分は雑談であり、いわゆる井戸端会議もこのうちに含まれる。だがこれらの時間は実際には現場における労働者の休憩の時間にあたるものであつて——他の社会的文化的生活時間のうちにもこれに当るものあり——必ずしも余暇の時間であるとはいえない。(総合的にいえばおそろしく家庭婦人の休息時間は労働者に比べると幾分少いと結論すべきであろうと思う)。

	平日	休日
休 息	26分	32分
雑 談	50	59
計	76	90

第 2 章 層別にみた生活時間構造の特質

次に層別に生活時間構造の特質を分析するが、ここでとりあげたのは子供の有無別、他に 18 才以上の婦人がいるかどうかの別、内職の有無別、年齢別の四つである。

第 1 節 子供の有無別、人員別にみた生活時間構造の特質

子供の有無とその人員の多少によつて生活時間は大きな影響を受ける筈である。今 87 名を子供無し、子供 1~2 人、子供 3 人以上の三つの群に分けてみると、次のような特質がみられる。

1) 先ず内職ならびに耕作の時間が子供のある場合に少いことである。これは子供のある場合には内職又は家庭菜園の作業をすることが比較的困難なことを示すものである。

2) 生理的生存のための時間は子供なしの場合が多く、子供の多少では余り相異はない。このうち特に注意すべきは睡眠時間であるが、これも子供の多少では余り相異はないが、子供なしの場合は確実に多く、平日では 25 分~3 分、休日では 43 分~45 分も多い。睡眠時間が子供の多少によつて影響しないのは、睡眠時間の大小は乳児があるかどうかによつて決定される傾向がつよいであろう。何れにせよ、子供のない場合だけ婦人は比較的充分な睡眠をとることができるのである。

3) 食事時間は子供のある場合に幾分長いようであるが、子供の食事の世話時間も含まれているためであろう。反対に身支度の時間は子供の多い場合に少いようである。

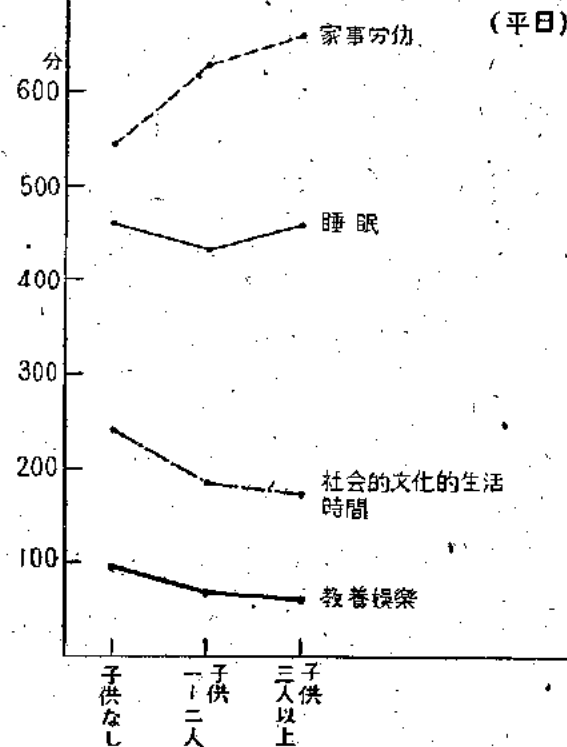
第73表 子供の有無、人員別にみた生活時間

		平 日			休 日		
		ナ シ	1~2人	3 人以上	ナ シ	1~2人	3 人以上
内 職		44分	32分	8分	65分	13分	14分
生理的再生産のため	睡眠	461	436	458	548	485	483
	食事	74	85	82	86	84	94
	仕事	75	67	53	58	61	64
	娯楽	5	9	3	-	5	2
	小計	615	694	596	892	835	843
家 事		543	630	661	420	519	563
社 会 的 文 化 的 生 活 時間	運動	2	3	0	1	4	2
	養 育	95	68	61	107	91	77
	休息	106	76	87	107	77	103
	交 際	35	35	23	48	100	37
	学 校	-	-	2	-	-	-
	その他	1	1	0	1	-	-
小 計		289	183	173	283	272	219
計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

家事労働時間は最も確実に多子家族が多くなっている。時間をいえば平日はなしの543分は630分、661分と休日には420分、519分、563分と増大する。すなわち家族が多くなればそれに正比例して家事労働の量は増大しないにしても、確実に増加し、それが家事労働時間を増大させるのである。社会的文化的生活時間は、多子家庭になるほど減少する。しかもこのうち最も確実なものは教養娯楽時間であつて、休日では107分、91分、73分と、平日では95分、68分、61分と減少し、休息、雑談は子供の有無で明確な相違があり、無しの場合にははるかに多い。すなわちここに家事労働の圧迫がみられるわけである。

以上の如く家事労働時間は確実に多子家族ほど多くなるが、その内訳をみると、比較的变化のないのは掃除、裁縫であつて、最も明確な傾向がでているのは洗濯、炊事であり、授乳と子供の相手は子

第12回 子供の有無人員別の生活時間



供のなしとありで大差がみられ、若干傾向がでているのは買物の時間である。

すなわち、子供が多くなるにともなつて確実に仕事量そのものが増大するものは適確に多子家族の家事労働時間を増加させるが、仕事量が主として家の大いさに依存するもの、(掃除)必要ならば他人に依頼できるもの、(裁縫)ほとんど仕事量に増大とならぬもの(買物)などは子供が多くなつても労働時間は余り変化がないのである。

第74表 子供の有無人員別の家事労働時間

		平 日			休 日				
		ナ	シ	1~2人	3 人以上	ナ	シ	1~2人	3 人以上
炊 事		174分		175分	201分	154分		162分	189分
買 物		68		60	48	58		46	71
裁 縫		163		132	170	103		94	99
洗 濯		30		49	55	26		40	52
掃 除		55		55	50	31		46	35
修 理		5		1	1	-		7	6
まきわり		-		36	42	-		33	43
授 乳		-		36	42	-		33	43
子供の相手		16		86	67	7		53	45
他		33		37	28	41		38	25
計		543		630	661	420		519	563

第75表 子供の有無人員別の教養、娯楽時間

	平 日			休 日				
	ナ	シ	1~2人	3 人以上	ナ	シ	1~2人	3 人以上
読 書		18分	17分	15分		8分	8分	9分
新 聞	よみ	31	20	20	18		19	14
音 楽	きもの	6	5	2	2		8	3
ラ ジ オ		29	26	19	28		36	31
娯 楽		5	0	-	24		7	-
他		6		5	26		13	20
計		85	68	61	107		91	77

次に教養、娯楽時間の内訳をみると、第75表の如く、新聞よみ、読書、ラジオなどは大体において多子家族ほど少くなるが一旦1週間を合計した場合一必ずしも明確ではない。しかし娯楽の時間は最も確実に低減の傾向を示している。すなわち、子供の多いものほど、文化、教養、娯楽のための

時間は少くならざるをえないのである。

次に乳児をもつものの生活時間構造をみるため、その典型として2例を示したが、何れも5人世帯のものである。これによると、家事労働時間は平均値より250分程度も多くなっているが、200分前後の授乳時間と100分前後の子供相手の時間によつて生じたものであつて、この時間支出が多くとも他の家事労働時間には殆んど変化がないため、実に14時間をこえるものが家事全体のために費されているのである。

この授乳、育児時間の膨脹は、食事身支度時間を圧縮させるだけでなく、睡眠時間を極端に短くさせている。例えばXは340分Yは298分の睡眠時間であるが、この時間も夜間に度々中断されているのであるから、睡眠不足は一層甚しいものがあるろう。しかし育児の圧迫は單に生理的再生産の時間に喰ひこむだけでなく、社会的文化的生活時間を殆んどゼロに等しくさせる。Xはただ10分新聞をよみ、雑談休息に30分をとり、交際に30分を費すだけであり、Yはラジオを75分、新聞よみ20分、雑談25分が社会的文化的生活時間の全部である。彼女達はただ1分の娯楽や読書の時間はなく、新聞さえよまない日がつづく。実に家事労働の極端は一例がここにみられるのである。

第76表

乳児をもつ婦人の生活時間の一例

	平 日	
	X	Y
内 職	35分	-分
睡眠	340	298
食事	68	90
身 仕 度	48	68
家 事	880	865
(授 乳)	(158)	(865)
交 際	30	-
教養娯楽	10	95
休息雑談	30	25
他	-	-
小 計	1,440	1,440
	5人	5人

第2節 婦人の地位別にみた生活時間構造

同一家庭内に主婦以外の婦人がいるかどうかで主婦の家事労働の負担はちがつてくるから、それが全体の生活時間構造に変化を與える筈である。それ故、他に18才以上の婦人がいるかどうかで二つのグループに分けて、生活時間を対比したのは第77表である。

これによると、家事労働時間は他に婦人のいる場合とない場合で若干ちがつている。主婦が1人の場合は平日では14分、休日では35分少く、1週間では恐らく120分少ない。この家事労働の差異は睡眠時間にも影響し、主婦1人の場合は平日、17分、休日23分短く、それだけ睡眠が喰ひこまれていることを示している。わたくしは他の生活時間の内容を一つ一つとり上げないが、社会的文化的生活時間が、主婦1人の場合にむしろ多いのは、こういう世帯ではむしろ子供がなかつたり、年齢の若いものが多く、その影響が現われているのではないかと思う。だからもし、他の条件を同一とすれば、他に婦人のいる場合にはもつと家事労働の負担は短くなり、それが主婦の社会的文化的生活時間をよ

り豊かにし、睡眠時間をもつと増大させたにちがいない。すなわち、われわれの対象の場合にはこの傾向が稀釈化されて現われているのである。

第77表 婦人の地位別にみた生活時間——家庭婦人

		平 日		休 日	
		他に婦人あり	な し	あ り	な し
内 職		34分	25分	6分	25分
睡眠		464	441	513	490
食事		86	81	96	85
身 仕 度		61	66	68	59
醫 療		7	4	6	2
小 計		818	592	883	636
家 事		613	627	539	504
運 動		0	3	-	7
教養娯楽		64	73	-	7
休息、雑談		84	85	73	97
交 際		26	34	58	77
学 校		-	1	-	-
そ の 他		1	1	-	0
小 計		175	197	211	274
計		1,440	1,440	1,440	1,440

第3節 年齢別にみた生活時間——家庭婦人

年齢別にも生活時間の構造に若干の相異がある筈であるが、われわれの調査対象の場合には次のような特質がみられる。

30才未満と30才以上の二つのグループに分けてみると、家事労働の時間はむしろ30才以上の方が少い。なぜこうなつたかという、30才以上では他に18才以上の婦人のいる場合が多く、それが一部の家事労働を負担してくれるからである。このため他の生活時間に若干の相異が生れる。

第1は睡眠時間であるが、高年齢者のそれは比較的多く、30才未満の方が少い。次に社会的文化的生活時間も高年齢者の方は多く、それは教養、娯楽ならびに休息、雑談にまで及んでいる。もちろんこのことは、必ずしも30才以上のものの文化的水準の高いことを意味するものではないが、30才未満のものは家事労働の負担から文化的生活について比較的不利な条件のもとにあることを物語る。だがここでみられた年齢別生活時間の特質は他のすべての場合にあてはまるかどうかは断定し難いようである。

第 78 表 年齢別にみた生活時間——家庭婦人

	平 日		休 日	
	30才未満	30才以上	30才未満	30才以上
内 職	23分	30分	13分	25分
睡眠	433	458	487	504
食 事	84	81	84	91
身 仕 度	71	60	61	63
醫 療	2	7	2	4
小 計	590	606	634	662
家 事	668	590	524	507
運 動	4	0	9	1
文 化 教 養	59	79	83	95
休 息、雑 談	77	90	88	92
交 際	18	42	89	59
学 校	-	1	-	-
そ の 他	0	1	1	-
小 計	158	213	200	247
計	1,440	1,440	1,440	1,440

第 4 節 内職の有無別にみた生活時間——家庭婦人

内職をもっている家庭婦人はわずか9名であるが、内職のあるかどうかは生活時間構造に本質的ともいふべき変化を與える。

本人の回答によつて内職の収入をみると、平均は756円にすぎず、大部分は600円未満であつて、如何に零細な収入であるかが知られるが、その1日の内職時間（畑作の時間も含めるがそれはほんの一部分である）をみると、平均平日186分、休日は40分で、内職なしのものに比べると雲泥の差がある。又この計算でゆくと、週956分程度することになるが、休日にはほとんどしないことは注意せねばならない。

この内職の時間が186分もあると他の生活時間に大きな影響を與える。先ず平日の家事労働は圧縮され、節約される。(60分)。睡眠時間も50分切下げられ、社会的文化的時間も50分も少くなる。すなわち、内職時間を分したものが、睡眠、家事労働、社会的文化的時間から切りとられるわけである。このことは内職を可能にするためには、先ず家事労働を切下げることのできる条件が必要なことを示すものであつて、事実、内職者の中には、子供のないもの又は他に婦人がいる場合が多いのであ

第 79 表 内職の有無別の生活時間——家庭婦人

	平 日		休 日	
	内職あり	な し	内職あり	な し
内 職	186分	11分	40分	18分
睡眠	402	452	474	499
食 事	72	83	76	89
身 仕 度	63	65	40	64
醫 療	6	5	5	3
小 計	543	605	595	655
家 事	569	629	509	515
運 動	-	2	-	5
教 養、娛 樂	72	71	79	91
休 息、雑 談	55	88	82	91
交 際	16	33	135	65
学 校	-	1	-	-
そ の 他	-	1	-	0
小 計	143	194	286	247
計	1,440	1,440	1,440	1,440

る。次に、内職をもつと、生理的生存のための時間や文化的生活の時間が切下げられ、主婦の負担過大は彼女の肉体を破壊し、文化的生活を不可能ならしめる可能性を含んでいる。今家事労働と内職時間を加えると、平日では755分になるが、これは婦人労働者のA756分、B707分を実質的には凌駕するものであつて、休日の家事労働の負担が、婦人労働者に比べ100分余りも多いことを考慮するならば、内職ある主婦の労働負担は生易しいものではない事が分ると思う。

次に休日における生活時間をみると、内職の時間は余り多くはないが、その部分は家事労働にまわされる傾向がみられる。

結 論

以上やや詳細にわたつた論証によつて、男女労働者並に家庭婦人の生活時間構造は夫々の特質をもつてゐること、婦人労働者並に家庭婦人については生活様式並に本人の社会的地位、年齢、教育程度等々によつて生活時間構造にも相異が生ずること、並に生活時間は一定の法則性の下に組み立てられていることを明かにしたのであるが、ここで再びそれらの分析的結論をくり返そうとは思わない。しかし結論として次の事を附加しておきたい。

われわれの分析の結果知られた最も重要なことは、婦人労働者の場合には勤務外に家事労働の重圧

が加わり、睡眠や社会的文化的生活時間が切下げられ、労働を発展的に再生産できないこと、家庭婦人の場合には1日中家事労働に追われ、彼女の生活には文化的生活の影がうすれ、生理的再生産も充分確保されていないことであつた。だがわれわれはこれらの結論を單に生活活動の時間的相互關係に於てのみ論証したにとどまり、その背後にあつて生活時間構造を制約する社会的關係については殆んど指摘しなかつた。しかし一言この点について述べておく必要がある。

現在の社会組織の下においては婦人は家人労働を担当すべきものとみなされている。男子は一家の主人として収入を得て家族を養う事が任務であり、婦人は主婦として家事をつかさどり、子を生み、育てることが天命とみなされている。かくて家事労働の全負担は主婦の肩にかかるのであるが、最近の如く賃銀収入が少く、家事労働が非効率化しているときにはこの負担は男子以上に婦人を非文化的なミゼラブルな生活におちいらせている。又婦人労働者は賃銀収得者として男子と対等の立場にある筈であるが、彼女が一人の婦人である以上、社会的に要請され当然とみなされている家事労働をも負担し、二重の労働に従事する爲、婦人労働者の生活時間構造は男子と異り、家庭婦人に準ずる地位におちいつているのである。すなわち、われわれの分析した結果はこのような現在における婦人の社会的地位にもとづく婦人の生活様式の時間的反映にすぎないのであつて、このような社会組織が存在する限り本質的に上記の如き生活時間構造は必至であるといわねばならない。

しかしそれにも拘らず、婦人の家事労働時間は、収入の増加を基礎とする諸々の家事労働の合理化その社会化、特に託児所その他の社会施設の拡充と利用の一般化、労働条件の改善等によつてもつと短縮できるであろうし、生活水準が高まれば、社会的文化的生活時間は内容豊富になり、時間的にも増加できるし、住居問題が解決されれば、現在のような長い通勤時間はなくなり、全体として労働力の再生産と発展のために使用される時間は増大し、再生産は円滑化するであろう。すなわち、現在の婦人の生活時間構造は單に婦人の社会的地位のみによつて制約されているだけでなく、現在の特殊な生活状態によつても規定され、二重に劣悪な状態におちいつているのである。

われわれは本論で家事労働の重圧が婦人の生活時間構造をゆがめ、婦人の文化的生活時間を少くさせ、文化的水準をも低めていることを示したが、婦人の文化的水準が男子に比べより低いことのすべてが直接家事労働の負担のみから生じたものではない。それは又婦人に対する特殊の教育上の差別的取扱や現在の社会的要請にもとづくものであり、全体として婦人の特殊な社会的地位によつて制約されているのである。

以上の論点を附加し本論を終ることにする。

附篇 男女同一労働同一賃銀に関連する諸問題について

ここで述べるものは、生活時間調査に際して附随的に行つた男女同一労働同一賃銀に関連する若干の調査の分析である。われわれはこの問題に重点をおかなかつた爲、断片的でまとまりがないが、この問題に関して貴重な資料となるものを含んでいる。

第1節 婦人労働の家計補助的性格

婦人労働は多くの場合家計補助のため、又は小すかいかせぎのために就労する人が多いといわれているが、われわれの婦人労働者の場合にもその傾向はあきらかである。

さきにも指摘したが、婦人労働者は家族構成の大きい世帯からでている。これは世帯が大きいと世帯主の収入だけでは生活を維持できず婦人が就労するようになる事を暗示するものであるが、家族構成別に有職者の人員をみると、次表の如く、婦人労働者の所属する家族の中には有職者の人員が多く、彼女の家族は彼女を含めて2~4人の収入によつて共同生活を維持していることが明確に示されている。又これを独身と既婚に分けると、独身の場合でも婦人の大部分は他に有職者がいるが、男子の場合には反対に自分独りの収入でまかなつてゐるものが圧倒的である。次にこれを一家の収入の面よりみると、第82表の如く、婦人労働者の収入が同一家計人員の総収入の中に占める割合は10%~40%未満の層に集中し、大体30%前後が多く、100%を除くと50%をこえるものは少い。しかるに男子では50%未満の層は非常に少く、圧倒的多数は100%である。すなわち、婦人労働者の家計補助的性格の一面があらわれている。(但し上記の比率が婦人の場合低いのは部分的には婦人の低賃銀にもとづいていることはいうまでもないが、ここでは第二次的な意義しかもたない。)

第80表 家族人員別の有職者数——
本人を含む(内職を除く)

	婦 人		男 子
	A	B	A + B
1人	1.0人	1.0人	1.0人
2人	1.6	1.5	1.1
3人	1.7	1.7	1.0
4人	2.5	2.4	1.4
5人	2.7	2.7	1.8
6人	2.5	2.1	2.4
7人	2.6	2.8	1.0
8人	3.3	2.9	2.0
9人	3.7	3.2	1.0
10人	3.0	4.0	2.0
11人	-	5.0	-

第81表 独身既婚別の有職者率

		他 有職者あり	な し
独 身	婦人 { A	69%	31%
	B	86	14
	男子	35	65
既 婚	婦人 { A	100	0
	B	25	75
	男子	18	82
計	婦人 { A	71	29
	B	84	16
	男子	35	65

第 82 表 同一家計人員の総収入中本人の賃銀収入の占める割合
% (不明を除く)

	婦 人		男 子		婦 人	男 子
	A	B	A	B	%	%
10% 未満	-人	1人	-人	-人	1	-
20 "	15	21	-	3	20	4
30 "	20	25	2	3	25	7
40 "	14	20			19	-
50 "	8	9	3	2	9	7
60 "	4	3	2	1	4	4
70 "	2	1	1	-	2	1
80 "	2	1	1	-	2	1
90 "	1	-	-	-	1	-
100 "	-	-	-	-	-	-
100%	25	10	38	15	19	75
小 計	91	91	47	24	100	100
不 明	10	19	2	1		
計	101	110	49	25		

第 2 節 婦人の低賃銀と男女同一労働同一賃銀

婦人の賃銀が低いことはいうまでもないが、われわれの調査対象では第 83 表の如くであつた。すなわち、同じ年齢でも総収入、手取収入、ないし基本給について、幾分又は非常に低いというのが実状である。

しかし同一労働同一賃銀の原則からいうならば、賃銀は労働能力、すなわち労働の質と量に対応して支拂わるべきものである。現在生活給が重視されざるをえない低賃銀水準にあるため、すつかりした形でこの原則が適用されるとは考えられないが、この二つの工場の場合に限定しても、婦人の賃銀は男子に比べ労働の質と量に対応した水準よりやはり相当程度低かろうと推定されるのである。(勿論これを厳密に検討するには職務分析とそれにもとづく職務評価が必要であるが)

われわれはこの問題に関連して婦人自身について次の二つの問いを提出したのである。

その一つは婦人に対する「同じ職場の同年齢の男の人に比べてあなたの能力は劣ると思いますか。」という質問である。この問に対しては第 84 表の如く、「同じ位」というものが最も多く、次は「少し劣る」又は「劣る」で、「むしろまさる」というものは非常に少なかつた。今 % で示すと次のようである。

第 83 表 手取賃銀の分布

	婦 人		男 子	
	A	B	A	B
~ 2,000円未満	1人	1人	-人	-人
~ 3,000 "	9	4		
~ 4,000 "	38	20	4	
~ 5,000 "	29	48	6	4
~ 6,000 "	12	12	3	5
~ 7,000 "	4	3	6	4
~ 8,000 "	1	2	5	2
~ 9,000 "		1	7	2
~ 10,000 "			8	2
~ 11,000 "	1		-	1
~ 12,000 "			7	2
~ 13,000 "			1	-
~ 14,000 "			1	1
~ 15,000 "			-	-
~ 15,000以上			-	3
不 明	7	19	1	1
計	101	110	49	25

第 84 表 婦人自体の考える男女の能力の比較

		劣 る	少し劣る	同 じ 位	むしろまさる	不 明	計
合 計	A	14人	26人	44人	8人	9人	101人
	B	7	14	40	5	44	110
学 歴 別	高小以下	12	16	27	6	9	70
	中学以上	2	10	17	2	-	31
A 年 令 別	20才未満	3	6	6	1	4	20
	25才 "	5	12	23	3	3	48
	30才 "	2	7	11	2	2	24
	30才以上	4	1	4	2	-	11
学 歴 別	高小以下	16	14	37	5	31	103
	中学以上	1	-	3	-	3	7
B 年 令 別	20才未満	4	12	32	4	31	83
	~25才 "	-	1	6	1	9	17
	~30才 "	1	-	1	-	2	4
	30才以上	2	1	1	-	2	6
		10%	19%	40%	6%	25%	100%

この回答は A、B 工場で幾分違がつているし、年齢別でも少しちがひ、20~25 才の層では男女の能力差をみとめないものの比率が幾分高い傾向なども見られるが、全体とすれば「劣る」と意識して

いるものが「勝る」というものよりもはるかに多く、同じだというものが中心的である。とするならば、上記の婦人の低賃銀に対して、不満をもつのは又当然であるといえる。

第2の質問は「今の賃銀は男女の能力に比べてどう思うか」という問題であるが、女の方が有利だというものはほとんどなく、約半分の不当に低いといひ、約3分の1が大体つり合いがとれていると

第85表 男女の賃銀差について

		不当に低い	大体つり合っている	女の方に有利	不明	計
A		62人	31人	2人	6人	101人
B		39	46	-	25	110
A 学歴別	高小以下	43	20	2	5	70
	中等以上	19	11	-	1	30
A 年齢別	20才未満	13	4	1	2	20
	25才 "	25	17	1	3	46
	30才 "	16	7	-	1	24
	30才以上	8	3	-	-	11
B 学歴別	高小以下	36	44	-	23	103
	中等以上	3	2	-	2	7
A 年齢別	20才未満	28	36	-	19	83
	9才 "	9	4	-	4	17
	1才 "	1	3	-	-	4
	1才 "	1	3	-	2	6

答えている。すなわち婦人自身は能力に対応した支拂いをうけてない事に強い不満をもっている訳である。

しかし A、B 工場で若干ことなり、B 工場に比べると A 工場の方にはるかに不満が多い。しかし賃銀のバランスでは大差がないのであるから、この不満のうちには、賃銀水準の絶対的低さに対する不満が混入していると推定される。

又年齢別には A 工場では全部の年齢を通じて同じ傾向、B 工場では 20~25 才の層に不満が多い。又学歴別では中等以上より高小以下の層に「不当に低い」というものが多い。

次にこの問題について男子労働者の考えをみると、婦人が不当に低賃銀だというものは非常に少く、かえって婦人が有利だというものが多く、大部分は男女賃銀はつり合っていると考えている。すなわち、男子は現状支持で婦人と根本的に相異した見解をもっているのであるが、何故男子がこういう考

えをもっているのであろうか。おそらく男子は旧い感情に支配され、従来からの「特権的」地位を維持しようとしていること、彼等は生活維持の方を労働能力以上に必要な事項と考えていること、年齢

第86表 男女の賃銀差——男子労働者

婦人の賃銀は	A	B
不当に低い	8%	4%
男女つり合っている	61	44
婦人に有利	14	20
不明	16	32

別の差別賃銀は正しいものであり、男女同一労働同一賃銀のうちにはこの年齢別差別賃銀の是正は含まれず、いつ同一年齢の男女の賃銀の問題とのみ考えているためであると思われる。しかしこの男子労働者の見解はむしろ誤りであつて、現在の婦人の賃銀は全体として不当に低いと考えるべきであろうと思う。

第3節 労働者は「男女同一労働同一賃銀」についてどのように理解しているか

男女同一労働同一賃銀は日本においても旧くから労働者政党や労働組合のスローガンとしてとり上げられているが、今のところ單なる抽象的スローガンにとどまり、具体的にどんな形で適用すべきかについては何等問題とされていないのが現状である。

もともとこの原則は婦人の不当な低賃銀を引上げるための手段として労働者自身によつて要求され世界各国で次第に重要性をもつスローガンとなり、一步一步具体化への途をたどつていたのであるがこの内容は歴史的には二つの段階に区別されて発展してきた。初期には、この原則は、婦人が男子と同一の作業に従事する場合、同じ單價で婦人に支拂う要求であつて、もし時間給の場合には少くとも婦人の労働能率に対応した。支拂を意味した。しかしながら、男子と同じ作業をする婦人はごくわずかであるから、大部分の婦人は低賃銀のまま放置される結果となつたため、婦人に対する最低賃銀制の設定と同時に、婦人の職務賃率を労働の質と量に対応した合理的水準に引上げることも意味すると発展的に解釈されるようになってきた。すなわち後者の意味では、單に男女間だけでなく、男子相互間における合理的職務賃率の設定を企図するものであり、第一の原則を否定せずむしろそれを包含している。以上が男女同一労働同一賃銀の原則の正しい理解である。しかしながら、現在の日本の労働者は未だ男女同一労働同一賃銀について正しい理解をもっていないのが実状である。

今回の調査結果によると、この原則の意味が全く判らない労働者、内至回答しないものが非常に多く、(婦人は 60% 余が、男子では 30% 余)、特に婦人の場合自分達の問題であるにもかかわらず、むしろ男子よりも関心の度合いが低いことが知られたのである。しかも婦人の回答者(40% 余)のうちにも、この原則が一体どういうものかはつきりしていないものが相当多く、全く不正確な回答をしたものは 15% 前後を示め、「同じ労働、又は作業に対して同じ賃銀を支拂うこと」と單に言葉通りに近い解釈のものが全体の 13~20% に当り、「同じ仕事をして男子と同じ能率又は、同じ能力をもつている場合に同一の賃金を支拂うこと」という半解者は 10% 前後で、最後の職務賃率的な考えをもつて

いるものは A、B 両工場共 1 名にすぎなかつた。(わずか 1% である)。

これに対し男子の場合にはずつと関心が深く、かつ正しい解釈をしているものが多く、最後の二つの正しい見解のものは全体の 30% をこえているが、現在の婦人労働者の意識が男子に並べ相対的に低いことを物語るものに他ならない。又婦人の年齢別には A、B 工場共に 20 才～25 才の層に関心の度合いが高く、他は一般に低いようである。これは「婦人の賃銀が不当に低い」というものがこの層に比較的多いことに對應している。

第 87 表 同一労働同一賃銀とはどんなことか

	計	記入なし	不正確		同じ労働に 同じ賃銀	同じ労働 同じ能率 同じ賃銀	合理的 職務賃率
			不正確 その他	同じに働 く			
男子	49人	16人	9人	1人	6人	13人	4人
女子 A	101	55	14	4	13	14	1
" B	110	64	8	4	23	10	1
女子年 令別 (A)	～20才	20	16	-	-	1	3
	～25才	46	22	10	3	6	5
	～30才	24	13	1	-	4	5
	30才～	11	4	3	1	2	1
同 (上 B)	～20才	88	51	6	2	16	7
	～25才	17	5	1	1	7	3
	～30才	4	3	1	-	-	-
	30才～	8	5	-	1	-	-

不正確な考えの例をのべると、その一つは「男は男とし、女は女としてふさわしい仕事を互に精一杯働いた時の賃金が同じであつてよいという事で、女が男と同じ肉體労働をしるという意味ではないと思います(女)」というものであつて、各個人の能力を十分に發揮したときに同一賃金を支拂うことだと考へている。又、「この原則は能率の相異を無視して同じ作業に従事するものに同一賃金を支拂うこと」と考へているものが比較的多いことは「同一の労働に対して同一の賃銀を支拂うことだ」という人々の中にも「やはり女は男よりいくらか仕事のやり方等が劣つていゝと思います。一生会社の仕事に従事していませんから、自然同一労働同一賃銀はむりだと思います」或いは「男も女も同じ人間である以上同じ職場で同じ仕事をする以上同一賃金は当然だと思います。しかし残念ながらまだそこ迄行つておりません」というものがあることからも明らかである。第 3 の誤つた考へは男女が同等に働くことに重点があると思へているものであつて、「外國人の如く男女が同等の權利を以て同等に働き同等の賃銀をもらつてゐること、まだまだ日本はこの様になりません、一日も早く能力を高めて外國

人にまけないようになりたいものです」などはそれである。だが職務における差別待遇のつづき問題は同一労働同一賃銀を実現するための條件の一つとなつてもそれ自体がこの原則の一部をなすものではない。第 4 はエネルギーの支出が同じ場合に同一の賃銀を支拂うという見解である。もちろん合理的職務賃率の場合にはその一要素としてエネルギーの支出の大小も考慮せねばならないが、單にこれだけをとりあげることは誤つてゐる。

以上のうち最も多くの人々がもつてゐるのは同一の労働に従事する場合能率差を無視して同一の賃金を支拂うという誤つた考へであるが、これは資本主義社会における賃銀原則にもとることであつてかりにこの原則が強行されれば、多くの婦人は解雇又は備止めになるであらう。しかし男女同一労働同一賃銀というのは、ただ労働の量と質に對應する賃銀の支拂をうけることによつて婦人の不当な低賃銀をその限度にまで引上げようとするだけである。やや正確な回答の一つの例は「男女が同一の職場に於て同一の仕事をしている場合に、その能率が女の方が優つてゐても又同一の場合でも、過去現在に於ては男の方が賃金の点では上廻つてゐる。この不合理な労働條件を是正すること、即ち同じ能率を以て行われる労働に対する賃金は男女の別なく均等でなければならぬと思います(女)」であるがこれほど詳しくなくとも多数の婦人がこのような意味のことを書いてゐる。だが合理的職務賃率について指摘したのは婦人 2 名、男子 4 名で、しかもその書き方も男子の 1 名を除くとあいまいなものであつた。

又前述したようにこの原則を誤つて理解すると、この原則に反対する事にもなる。例えばある労働者は婦人が能力がないのに同一賃銀を支拂うことは反対だといつてゐるが、これなどはこの原則を正しく理解しないためである。又ある労働者はこの原則は婦人の労働能力が男子と同一水準に高まるまでは、實現できないと思つてゐるが、これも誤つた理解から出發してゐる。われわれは婦人の労働能力はどんどん發達させ、それを阻害してゐる諸要因とたたかつて行かねばならぬし、又婦人の労働能力の發展は同一労働同一賃銀の適用をし易くさせるものであるが、それにもかかわらず、男女同一労働同一賃銀とは、直接婦人の労働能力の發展を企圖してゐるものではなく、むしろ、労働能力に對應した賃銀の支拂のみを目的としてゐる。すなわち、ここにこの原則の限界性が存在するのである。

われわれは婦人の低賃銀の克服のために、4 つの手段をもつてゐる。労働組合運動の發展、最低賃銀制、男女同一労働同一賃銀の確立、婦人の労働能力の發展の 4 つの手段は互に相互に補足し合つてのみ初めて低賃銀克服の十全な手段となりうるであらう。しかし現在の日本においては、後の三者は余りにも放置されてきた。ある労働者は「男女同一労働、同一賃銀は當然の事です。現在の日本では封建性が残つてゐて實施されている工場は一つもないと思います、我々としてはこれを実施することによつて眞に日本を民主化したいと考へます」とのべてゐるが、この言葉は至言である。

第 4 節 家庭婦人の就労を阻害する諸要因について

婦人が就労するためには何より本人に就労の意志がなければならぬが、それは單に本人の意志のみ

で決定されるものではなく、夫の意志、家庭の状況（収入子供その他）ならびに経済状況、本人の労働能力の如何等によつて左右されるであろう。われわれはここでこの就労を阻害する諸要因を全面的に分析しようとするものではないが、本人自体の回答をのべて参考にしたいと思う。

家庭婦人自体はその過半が働きにでたい意志をもっている。（87名中 49名、なしは 35名、回答なし3名）しかし、彼等は現実には働きにでていない。では何故働きに出られないのか。

彼等の身を感じている阻害要因のうち最も大きいのは実に育児その他子供に関係したものであり、回答者 58名の中 41名に達する。これに比べると單に家事だけあげるものは非常に少く、子供の存在が最大の阻止要因であることが知られる。その他、仕事がない（3名）、適当な仕事がない（1名）、病弱（3名）、農耕を手傳つている（2名）というものがあるが、最初のものは労働需要の過少だけでなく婦人自体の労働能力の低さが関係しており、第2の理由もそれに当る。

われわれは生活時間調査によつて主婦の生活時間のうちで家事労働がどんなに大きな比重を占め、しかもそれが子供の存在によつてどんなに過重化されているかを示したが、それは單に時間を増加させるだけでなく、主婦を家に縛りつける大きな錘しとなつている。子供がいるときには家を留守にすることはできない。もし託児所があればこの問題は解決できるであろうが、現在の如き完全な施設では婦人は安心して託児することはできないであろうし、それさえ全国的にはりようりようたる有様である。

次に夫の立場から妻を働きに出そうとする意志の有無をみると（26名）大部分はその意志がない。働きに出そうと思うものは（4名）全部生活が苦しいことを理由とするが、反対者は子供と家事をあげどく一部が健康（3名）を、ある労働者は「女の本職は家庭を守ることだ」又「家庭不和の原因になるから」といつている。妻と夫で考え方に若干のくいちがいがあり、主婦の方が働きたい意志が強く、夫の方はむしろ現実的に考えているが、子供と家事が阻害要因の中心であることは共通している。しかしこの育児と家事の背後には現在の社会組織下における家族制度があり、それが基盤となつてゐることを忘れてはならないであろう。1950、5、26、以上（藤本）

1950年8月20日 印刷

1950年8月25日 發行

編集兼 発行人	東京都千代田區代官町1番地 労働省婦人少年局
印刷人	東京都中央区入船町2ノ3 永井直保
印刷所	東京都中央区入船町2ノ3 永井印刷工業株式會社